

第4章

復旧・復興対策

- 第1節 復旧・復興推進本部の設置等
- 第2節 復旧・復興計画の策定
- 第3節 復旧・復興の取組
- 第4節 国・三県合同対策会議
- 第5節 国への要望活動



4

第21節 義援金等の募集・配分

1. 義援金の配分状況

県では日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会、NHK奈良放送局と連携して、平成23年9月9日から「奈良県台風12号災害義援金」の受付を開始した。県内外の個人・団体から多くの温かい善意をいただき、義援金の受入金額は384,957,396円となった。

また、義援金は、被災者の方々にお渡しするものであることから、公平かつ効率的に配分するため、奈良県台風12号災害義援金配分委員会(会長:野田 隆 / 奈良女子大学大学院教授)を設置した。第1回委員会(10月7日)で人的被害・住家被害の方を対象に、第2回委員会(11月25日)で長期避難の世帯や要援護者等も対象に加えた義援金の配分計画を決定し、全額を被災市町村に配分した。被災者の方々には、市町村を通じてお届けした。

2. 見舞金受付状況

災害見舞金として、県に対し個人、各種団体、企業、全国の各自治体から多くの善意の申し出をいただき、平成24年3月31日時点で、45,796,572円となった。

これらの見舞金(寄付金)は、県が実施する紀伊半島大水害の復旧・復興のための事業に充てさせていただいた。

3. ふるさと奈良県応援寄付金の受付状況

県では、「日本のふるさと奈良」を守り育むため、全国の皆様から寄付という形で応援していただけるよう、平成20年5月に「ふるさと奈良県応援寄付金」を設け、奈良県に縁(ゆかり)の方々や奈良ファンの方々などからの温かいご寄付により、医療提供体制の充実や文化財の保存・活用など本県の様々な事業に活用させていただいている。

この度の紀伊半島大水害に対しても、県内外の多くの皆様からご寄付をいただき、寄付額は、平成23年度24件937,000円、平成24年度20件2,921,820円(平成24年12月末現在)となった。

これらの見舞金(寄付金)は、県が実施する紀伊半島大水害の復旧・復興のための事業に充てさせていただいた。

なお、こうした義援金や見舞金などは直接各市町村にも届けられた。

また、平成24年7月24日には、五條市と野迫川村、十津川村の計125世帯を、被災者生活再建支援法に規定する「長期避難世帯」に認定することを決定(平成23年9月2日に遡及して認定)した。

これは、大規模な土砂崩壊等により避難指示、避難勧告が設定中であることや道路等のライフラインが未復旧のため帰宅できず、また、今後も災害による危険な状態が続く、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯を対象とするものである。長期避難世帯の認定を受けた世帯に対しては、住宅の被害の程度に関わらず、全壊世帯と同等の支援金が支給されることになる。

	全壊	半壊解体	大規模半壊	長期避難	計
五條市	14	-	-	80	94
天川村	13	2	17	-	32
野迫川村	2	-	-	27	29
十津川村	14	-	6	9	29
計	43	2	23	116	184

表48 被災者生活再建支援金の申請状況(世帯)(平成24年10月31日現在)

被災者生活再建支援制度(県制度)

被災者生活再建支援法においては、同一の災害で被災した場合であっても、最少でも2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村でなければ支援の対象とならず、居住する市町村内の全壊世帯数の多寡により被災者間に不均衡が生じる場合がある。

また、今回甚大な被害を受けた県南部の山間部の市町村は、過疎化と高齢化が進んだ地域であるが、今回の災害による被害で、実際には居住するためには住宅の補修が必要な半壊世帯の人口流出が懸念される。

そのため、県では、今回の災害で1世帯の住宅全壊被害が発生した黒滝村には同法が適用されないこと、また、現行法制度では支援の対象とならない半壊被害が多数発生したことから、半壊以上の住宅被害が生じた全ての市町村を対象に、県独自で一定の支援措置を行う制度「奈良県被災者生活再建支援事業」を創設した。この制度は、黒滝村の全壊世帯に対して、現行法制度と同等の支援措置を行い、同一の災害における支援の不均衡を是正するものである。また、半壊世帯に対しても住宅の再建方法に応じて、最大で75万円を支給するなど一定の支援措置を行い、被災者の経済的負担の軽減を図ることにより、紀伊半島大水害による過疎化の進行を防ぐものである。

	全壊	半壊	計
桜井市	-	1	1
黒滝村	1	-	1
天川村	-	14	14
計	1	15	16

表49 奈良県被災者生活再建支援金の申請状況(世帯)(平成24年10月31日現在)

第4章 復旧・復興対策

第1節 復旧・復興推進本部の設置等

1. 復旧・復興推進本部の設置

甚大な被害を受けた被災地域が一日も早くもとの生活を取り戻せるよう、また、人口減少により過疎化が進行する被災地域が、これまで以上に元気になるよう、百年の計に立った長期的な視点で「災害に強く、希望の持てる地域」を目指すため、県は、平成23年10月7日に「奈良県台風12号災害復旧・復興推進本部」(後に「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部」に改称)を立ち上げた。



写真1 平成23年10月7日 推進本部設置の様子

復旧・復興推進本部会議の開催

第1回復旧・復興推進本部会議(以下、「推進本部会議」という。)では、県庁力を発揮し、「被災地域の迅速な立ち直り・回復」「地域の再生・再興」「安全・安心への備え」を主要な業務として取り組むことなど「復旧・復興の基本的な考え方」を決定した。

その後、10月20日に大淀町文化会館で開催した第2回推進本部会議では、被害を受けた市町村長も出席して、知事や県関係部局長と今後の復旧・復興に向けて意見交換を行った。

知事は「今回出された意見・要望は今後の復旧・復興計画の基本となる」と述べ、県と市町村が一丸となって復旧・復興に取り組んでいくことを強調した。



写真2 平成23年10月20日 第2回推進本部会議の様子

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	危機管理監 総務部長 知事室長
	地域振興部長 南部振興監 観光局長
	健康福祉部長 こども・女性局長 医療政策部長
	くらし創造部長 景観・環境局長 産業・雇用振興部長
	農林部長 土木部長 まちづくり推進局長
	教育長 警察本部長 水道局長

表1 奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部体制

復旧・復興の基本的な考え方

平成23年10月7日
第1回復旧・復興推進本部

1. 台風12号災害の復旧・復興にあたっては、「災害に強く、希望の持てる」地域を目指し、奈良県台風12号災害復旧・復興推進本部(以下、「復旧・復興推進本部」)を設置し、主要な業務として、以下の取組を行う。

- (1) 被災地域の迅速な立ち直り・回復
 - 道路等の応急復旧、土砂ダム対策
 - 避難者・被災者支援
 - 生業・産業支援
- (2) 地域の再生・再興
 - 災害に強いインフラづくり(道路、河川、砂防、林道、治山、情報、防災等)
 - 新しい集落づくり
 - 産業・雇用の創造(林業、観光等)
 - くらしづくり(教育、医療、福祉等)
- (3) 安全・安心への備え
 - 監視・警戒・避難のシステムづくり

深層崩壊のメカニズム解明と対策研究 記録の整備、次世代への継承

2. 復旧・復興推進本部において、平成23年度中に「復旧・復興計画」(仮称)を策定する。策定作業の過程で、県民、市町村長、県議会、国等との活発な検討・議論が行えるよう、12月に「復旧・復興計画(骨子)」を取りまとめ、公表することとする。

3. 復旧・復興に向けて、復旧・復興推進本部への関係市町村長の審議参画を行うなど、十分協議を行い、関係市町村と連携して取り組む。併せて、国や有識者の助言、意見等を十分聴取することとする。

4. 復旧・復興を進めるにあたり、平成23年度から26年度を集中復旧・復興期間とする。同期間において、復旧事業を迅速に展開するとともに、復興事業については、事業計画の策定を行うとともに、可能なものは事業に着手する。特に平成24年度予算(国・県・市町村)に反映させる必要のある事業は、迅速に取り組む。

5. 復旧・復興にあたって、短期、中長期の目標を設定し、将来の地域の姿を提示するとともに、毎年度、進捗状況を検証することとする。

(以上)

11月10日に開催した第3回推進本部会議では、10月31日に開催された「国・三県合同対策会議」において、災害名称を『紀伊半島大水害』として統一することが確認されたことを受け、推進本部名を「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部」と変更することを決定した。

また、庁内に編成された11の「復旧・復興計画策定チーム」において検討を進めている復旧・復興計画策定の進捗状況について、各チームキャプテンである関係部局長が報告を行った。



写真3 平成23年11月10日 第3回推進本部会議の様子

12月20日に奈良市の春日野荘で開催した第4回推進本部会議では、被災地域の市町村長が参加し、災害の発生から3か月以上が経過したことを受けて、被災地域の現状について報告した。また、県関係部局長からは、第2回推進本部会議における各市町村長からの要望事項に対する県の対応状況を報告した。その他、県が策定を進めている復旧・復興計画の骨子(案)を公表した。



写真4 平成23年12月20日 第4回推進本部会議の様子

平成24年2月16日に開催した第5回推進本部会議では、「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画」及び「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画アクション・プラン」の案が示され、平成24年3月26日に開催した第6回推進本部会議において正式に決定した。

また、第6回推進本部会議では、平成24年度以降の復旧・復興計画の推進体制について、引き続き、県内被災市町村や「国・三県合同対策会議」との連携を図るほか、紀伊半島大水害復旧・復興推進本部の下に、「復旧・復興計画推進会議」を設置し、復旧・復興計画策定時に編成した11のチームを「復旧・復興計画推進チーム」として8つに再編し、計画を実行していくことを決定した。



写真5 平成24年3月26日 第6回推進本部会議の様子

平成24年6月11日に開催された第7回推進本部会議では、これまでの復旧・復興の取組や進捗状況について各関係部局長が報告を行ったほか、県南部振興監が、昨年度より3回にわたり開催した「国・三県合同対策会議」における取組内容や成果等について報告した。

また、被災地域から野迫川村の角谷村長、川上村の大谷村長も参加し、避難者の早期帰宅に向けた村の計画等について報告した。

その後、平成24年9月10日に第8回、11月26日に第9回、平成25年2月19日に第10回推進会議が開催され、復旧・復興の現状と取組についての報告などが行われた。



写真6 平成24年6月11日 第7回推進本部会議の様子

日付	概要
平成23年10月7日	「奈良県台風12号災害復旧・復興推進本部」を設置 第1回推進本部会議を開催 ・「復旧・復興の基本的な考え方」を決定 ・復旧・復興に向けた県庁力の強化(県庁の体制整備)を決定
10月20日	第2回推進本部会議を開催 ・被災市町村長らが参加 ・関係部局長との意見交換を実施
11月10日	第3回推進本部会議を開催 ・本部名を「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部」に変更

12月20日	第4回推進本部会議を開催 ・被災市町村長らが参加 ・第2回推進本部会議での意見に対する県の対応状況を報告 ・復旧・復興計画の骨子(案)を公表
平成24年2月16日	第5回推進本部会議を開催 ・復旧・復興計画及びアクション・プラン(案)を公表
3月26日	第6回推進本部会議を開催 ・復旧・復興計画及びアクション・プランを正式に決定 ・平成24年度以降の計画推進体制を決定
6月11日	第7回推進本部会議を開催 ・野迫川村長、川上村長が参加 ・関係部局長から復旧・復興の取組、進捗状況を報告 ・南部振興監から国・三県合同対策会議の取組・成果を報告
9月10日	第8回推進本部会議を開催 ・復旧・復興の現状と取組について
11月26日	第9回推進本部会議を開催 ・復旧・復興の現状と取組について
平成25年2月19日	第10回推進本部会議を開催 ・復旧・復興の現状と取組について ・平成25年度版アクション・プラン(案)を公表

表2 紀伊半島大水害復旧・復興推進本部の動き

2. 庁内組織の改編

(1) 復旧・復興推進室の設置

被災地域の迅速な復旧・復興を目指し、県庁力を強化するため、平成23年10月13日に、復旧・復興特命次長及び「復旧・復興推進室」を南部振興監のもとに設置し、特命次長、4人の専属職員及び8人の兼務職員による13人体制で発足した。主な業務として、復旧・復興推進本部の運営、国・三県合同対策会議事務局の運営、市町村の復旧・復興計画策定に関する助言、復旧・復興に伴う新制度・新事業等の検討・とりまとめなどを所掌することとなった。



写真7 復旧・復興推進室の様子

(2) 農林部の改組の状況

10月11日、甚大な被害を受けた県南部・東部地域を所管する南部農林振興事務所及び東部農林振興事務所に、より迅速・適切な対応を行うことができるように、治山・林道復旧チームをそれぞれ設置し、農林部内の各所属から必要に応じ職員を派遣した。

平成24年1月1日には、農林部森林整備課内に災害復旧担当職員(課長補佐1人)を配置した。

平成24年4月1日には、南部農林振興事務所森林整備課内に復旧・復興調整係(係長1人、係員2人)を配置、東部農林振興事務所林業振興課内に囑託職員1人を配置、農林部森林整備課には災害復旧担当職員(係員1人)を配置し、さらなる体制の強化を図った。

(3) 深層崩壊対策室の設置

従来の土砂災害対策や警戒・避難システムでは、今回のような災害には対応できないことから、深層崩壊にも対応した新たな対策及び監視・警戒・避難システムづくりが必要と判断し、平成24年度より、土木部砂防課内に深層崩壊対策室を設置した。

同室において、今回の災害により多数発生した深層崩壊のメカニズムの調査・研究をし、大規模土砂災害に対する今後の対策や新たな大規模土砂災害監視警戒避難システムづくりを検討するために、必要な研究を推進している。(深層崩壊対策室長1人、室長補佐(技術)1人、災害防止係3人)

主な活動として深層崩壊研究会を設置・運営し、国土交通省(研究所含む)と有識者が参画した研究体制を構築し、紀伊半島大水害の降雨パターンや斜面崩壊の特徴の分析、住民の方々からの聞き取りなど、崩壊状況の把握のために実態調査を実施している。

(4) 土木事務所の改組の状況

10月21日に人事異動により、被災の大きかった五條土木事務所、吉野土木事務所、宇陀土木事務所において次のとおり体制強化を図った。

具体的には、県庁及び平野部の土木事務所から、県職員16人の異動を行い、さらに、関西広域連合から8人及び福井県2人、県内の市から2人の計12人の派遣を受け、災害復旧業務にあたった。これにより、県内土木施設の復旧・復興及び市町村支援を行うため、当初に比べ28人の増員を行い、復旧・復興に取り組んだ。

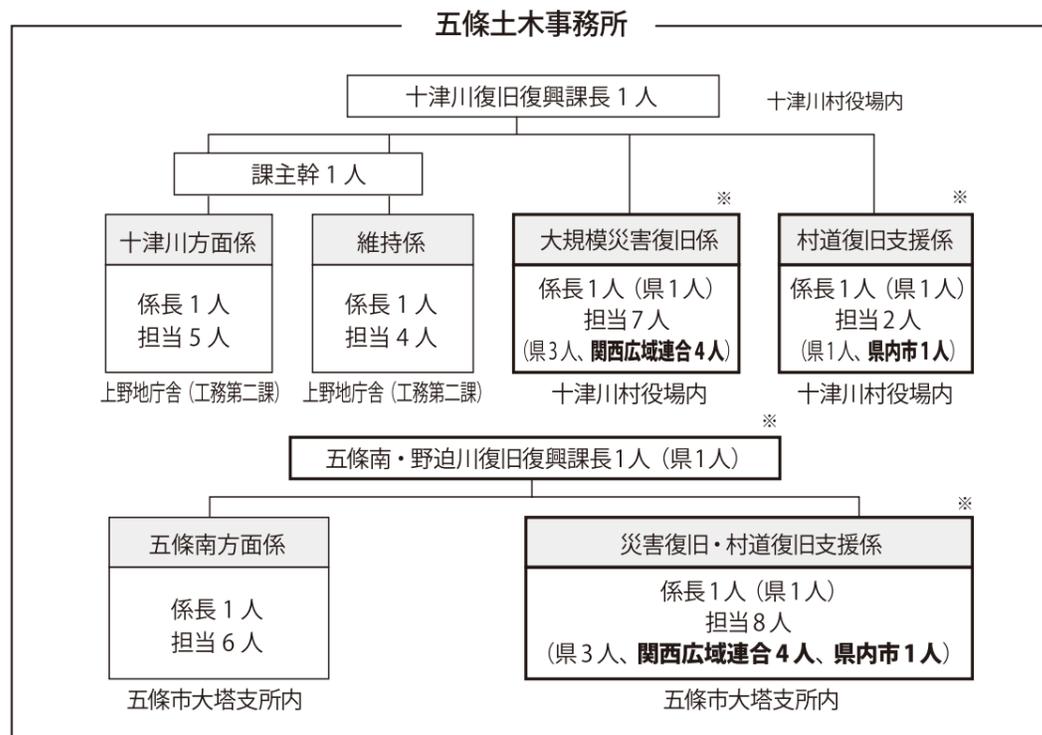
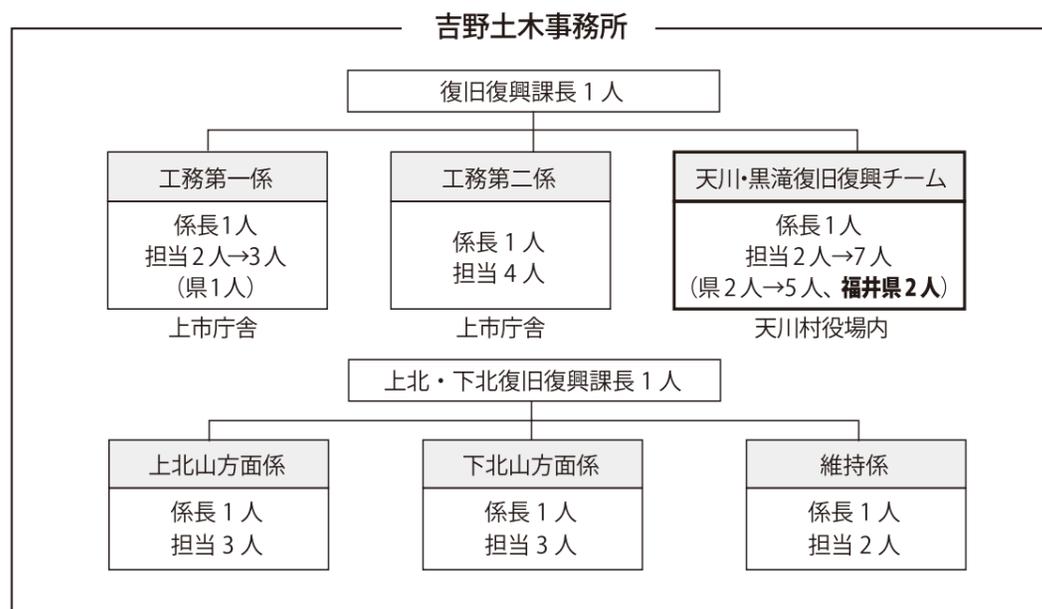
平成24年度においても、引き続き、関西広域連合8人及び福井県2人、県内市2人(大和郡山市、橿原市)(平成23年は生駒市、天理市、大和郡山市からのローテーション)の計12人の支援の継続を受け、さらに、五條土木事

務所では用地管理課の用地係を2係制とし(1人増員)、同じく庶務工事係を1人増加させ、また、吉野土木事務所においても災害の支出増に備え、庶務工事係を1人増加させ、復旧復興体制をとったことにより、被災前に比べ31人の増員を行っている。



写真8 土木事務所復旧復興課への異動者出発式

紀伊半島大水害の災害復旧事業に伴う体制（土木事務所）



※新設課、係



(5) 他府県等の応援状況(土木技術職)

被災後、いち早く応援の手をさしのべていただいた他府県及び県内市の方々に感謝の意を申し上げます。土木技術職の熟練者を派遣いただき、災害査定設計書や実施設計書の作成など、大きな助力となった。

派遣いただいた職員の方々は以下のとおりである。

福井県

平成 23 年度

丹南土木事務所	1人	吉野土木	天川・黒滝復旧復興チーム	10/1～11/30
"	1人	"	"	10/1～11/30
砂防防災課	1人	"	"	12/1～1/31
三国土木事務所	1人	"	"	12/1～1/31
奥越土木事務所	1人	"	"	2/1～3/31
福井土木事務所	1人	"	"	2/1～3/31

平成 24 年度

丹南土木事務所	1人	吉野土木	天川・黒滝復旧復興チーム	4/1～6/30
小浜土木事務所	1人	"	"	4/1～6/30
丹南土木事務所	1人	"	"	7/1～9/30
道路建設課	1人	"	"	7/1～9/30
小浜土木事務所	1人	"	"	10/1～12/31
福井土木事務所	1人	"	"	10/1～12/31
奥越農林総合事務所	1人	"	"	1/1～3/31
福井土木事務所	1人	"	"	1/1～3/31

滋賀県

平成 23 年度

土木交通部監理課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	10/1～11/30
土木交通部監理課	1人	"	"	12/1～1/31
土木交通部監理課	1人	"	"	2/1～3/31

平成 24 年度

土木交通部砂防課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	4/1～9/30
土木交通部砂防課	1人	"	"	10/1～3/31

京都府

平成 23 年度

京都土木事務所	1人	五條土木	十津川復旧復興課	10/1～10/31
中丹西土木事務所	1人	"	"	11/1～11/30
乙訓土木事務所	1人	"	"	12/1～12/31
建設交通部指導検査課	1人	"	"	1/1～1/31
建設交通部道路計画課	1人	"	"	2/1～3/31

平成 24 年度

丹後土木事務所	1人	五條土木	十津川復旧復興課	4/1～9/30
---------	----	------	----------	----------

大阪府

平成 23 年度

池田土木事務所	1人	五條土木	十津川復旧復興課	10/1～11/30
都市整備部下水道室	1人	"	五條南・野迫川復旧復興課	12/1～1/31
南河内農と緑の総合事務所	1人	"	十津川復旧復興課	12/1～1/31
環境農林水産部農政室	1人	"	十津川復旧復興課	2/1～2/29
都市整備部事業管理室	1人	"	五條南・野迫川復旧復興課	2/1～3/31
環境農林水産部農政室	1人	"	十津川復旧復興課	3/1～3/31

平成 24 年度

都市整備部都市整備総務課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	4/1～3/31
都市整備部都市整備総務課	1人	"	十津川復旧復興課	4/1～3/31

兵庫県

平成 23 年度

企業庁公園都市整備課	1人	砂防課	砂防災害係	10/1～11/30
企業庁水道課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	12/1～3/31
県土整備部土木局砂防課	1人	"	"	12/1～3/31

平成 24 年度

県土整備部土木局総合治水課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	4/1～9/30
龍野土木事務所	1人	"	"	4/1～9/30
加東土木事務所	1人	"	"	10/1～3/31
洲本土木事務所	1人	"	"	10/1～12/31
洲本土木事務所	1人	"	"	1/1～3/31

鳥取県

平成 23 年度

県土整備部道路企画課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	10/1～12/31
県土整備部道路企画課	1人	"	"	1/1～3/31

平成 24 年度

県土整備部技術企画課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	4/1～6/30
県土整備部河川課	1人	"	"	7/1～9/30

大阪市

平成 23 年度

建設局西部方面管理事務所	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	1/1～1/31
建設局南部方面管理事務所	1人	"	五條南・野迫川復旧復興課	2/1～2/29
港湾局	1人	"	五條南・野迫川復旧復興課	3/1～3/31

神戸市

平成24年度

建設局道路部工務課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	4/1～5/31
建設局垂水建設事務所	1人	"	"	6/1～8/31
建設局西部建設事務所	1人	"	"	9/1～10/31
建設局道路部計画課	1人	"	"	11/1～12/31

京都市

平成24年度

建設局水と緑環境部河川整備課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	1/1～3/31
----------------	----	------	----------	----------

堺市

平成23年度

建設局土木部河川水路課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	12/1～12/31
-------------	----	------	--------------	------------

大和郡山市

平成23年度

都市建設部都市計画課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	11/1～11/30
------------	----	------	--------------	------------

都市建設部都市計画課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	12/1～12/31
都市建設部都市計画課	1人	"	十津川復旧復興課	3/1～3/31

平成24年度

上下水道部下水道課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	4/1～3/31
-----------	----	------	----------	----------

天理市

平成23年度

環境経済部農林課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	1/1～2/29
建設部まちづくり事業課	1人	"	"	3/1～3/31

橿原市

平成24年度

建設部道路河川課	1人	五條土木	五條南・野迫川復旧復興課	4/1～3/31
----------	----	------	--------------	----------

生駒市

平成23年度

建設部施設整備課	1人	五條土木	十津川復旧復興課	11/1～2/29
----------	----	------	----------	-----------

派遣先	所属	係	合計	平成23年度												平成24年度											
				奈良県	和歌山県	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
吉野土木事務所	復旧復興課 天川村倉庫内 (吉野郡天川村沢谷60)	天川・高滝復旧復興チーム	8	6	2	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県															
						福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県	福井県												
五條土木事務所	十津川復旧復興課 十津川村倉庫内 (吉野郡十津川村小原225-1)	大規模災害復旧係	8	4	4	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県															
						京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府												
						大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府											
五條土木事務所	五條南・野迫川復旧復興課 大塔支所内 (五條市大塔町辻堂41)	災害復旧・村道復旧支援係	9	4	5	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県															
						兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県												
砂防課	奈良県庁 (奈良市登大路町30)	砂防災害係	7	6	1	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県															
						兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県												
派遣職員合計				7	9	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					

図2 他府県等の派遣一覧

3. 国による体制整備

紀伊山地砂防事務所の設置

設置の経緯及び目的

紀伊半島大水害の発生直後より土砂災害防止法に基づく緊急調査が国土交通省によって実施された。また緊急調査以降も TEC-FORCE 等の積極的な派遣や、県・市町村に対する応急復旧等の支援が行われた。

このような復旧作業と並行し、砂防災害関連緊急事業（直轄）による河道閉塞箇所の仮排水路設置などの緊急工事が9か所（表3、図3）で着手され、平成24年度からは特定緊急砂防事業による抜本的な対策が実施されることとなった。内訳は県内に6地区、和歌山県内に3地区となっている。

この9か所における砂防事業を実施するため、国土交通省近畿地方整備局は平成24年4月6日に紀伊山地砂防事務所（五條市三在町）を設置した（写真9、写真10）。

地区名	災害形態	所在地
坪内（冷水）	大規模土砂災害	奈良県吉野郡天川村
北股	河道閉塞	奈良県吉野郡野迫川村
清水（宇井）	大規模土砂災害	奈良県五條市
赤谷	河道閉塞	奈良県五條市
長殿	河道閉塞	奈良県吉野郡十津川村
栗平	河道閉塞	奈良県吉野郡十津川村
三越	大規模土砂災害	和歌山県田辺市
熊野	河道閉塞	和歌山県田辺市
那智川	土石流	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

表3 紀伊山地砂防事務所の事業箇所



図3 紀伊山地砂防事務所の事業箇所（出典：国土交通省）



写真9 序幕式の状況（出典：国土交通省）

事務所の組織体制

紀伊山地砂防事務所は、図4に示すように総務・工務課の2課の体制（総職員22人）でスタートした。所在地は前述の事務所に加え、五條監督官詰所（奈良県五條市大塔町辻堂）那智勝浦監督官詰所（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字那智山）田辺監督官詰所（和歌山県田辺市鮎川）が置かれ、本格的な対策工事が進められている。



図4 紀伊山地砂防事務所の組織体制（国土交通省ホームページより作成）



写真10 桜井所長による事業説明（出典：国土交通省）

第2節 復旧・復興計画の策定

計画策定体制等

復旧・復興計画の策定にあたっては、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部のもとに、11の「復旧・復興計画策定チーム」を編成し、「復旧・復興の基本的な考え方」に基づき作業を進めた。

復旧・復興計画に被災市町村の意見を反映させるため、

被災地域の市町村長が参加した12月20日の第4回推進本部会議において「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画の骨子(案)」を公表し、計画について各市町村からの意見を求めた。

また、計画の策定にあたっては、有識者の意見も反映させた。

復旧・復興計画策定チーム

業務	キャプテン	チーム構成
1.被災地域の迅速な立ち直り・回復		
(1) 道路等の応急復旧、土砂ダム対策 道路、林道等の応急復旧 2次災害を防ぐための土砂災害対策 診療所、福祉施設、水道施設などの復旧 災害廃棄物の処理 河川堆積土砂の除去(流木除去、河床土砂除去)	土木部長	道路建設課、道路管理課、河川課、砂防課、林業振興課、森林整備課、地域政策課、廃棄物対策課、健康福祉部企画管理室、地域医療連携課、水道局業務課
(2) 避難者・被災者支援 避難者・被災者へのきめ細やかな支援 ボランティアによる支援	健康福祉部長	地域福祉課、長寿社会課、健康づくり推進課、障害福祉課、保健予防課、医療政策部企画管理室、学校教育課、協働推進課、住宅課、税務課
(3) 生業・産業支援 被災事業所等への支援 観光業への緊急支援 地域に根ざした農林水産業の復旧支援	産業・雇用振興部長	産業・雇用振興部企画管理室、地域産業課、工業振興課、商業振興課、企業立地推進課、雇用労政課、消費・生活安全課、ならの魅力創造課、ならのぎわいづくり課、南部振興課、農林部企画管理室、農業水産振興課、林業振興課
2.地域の再生・再興		
(1) 災害に強いインフラづくり (道路、河川、砂防、林道、治山、情報、防災等) 紀伊半島アンカールートの整備 土砂災害への恒久的対応 河道整備 災害に強い森林づくり 災害に強い情報ネットワークづくり 災害の種別に対応した防災システムの構築 バス交通の確保	土木部長	道路建設課、道路管理課、河川課、砂防課、森林整備課、林業振興課、情報システム課、防災統括室、道路・交通環境課、地域デザイン推進課、工業振興課
(2) 新しい集落づくり	まちづくり推進局長	地域デザイン推進課、住宅課、市町村振興課、南部振興課、ならの魅力創造課、地域福祉課、地域医療連携課、環境政策課、廃棄物対策課、工業振興課、林業振興課、農業水産振興課
(3) 産業・雇用の創造(林業、観光等)		
林業等 林業の振興 地域産業の振興	農林部長	林業振興課、農業水産振興課、農村振興課、地域農政課、住宅課、商業振興課、工業振興課、企業立地推進課、環境政策課、廃棄物対策課、南部振興課
観光 観光振興、世界遺産等の活用	観光局長	ならの魅力創造課、ならのぎわいづくり課、国際観光課、文化・教育課、南部振興課、消費・生活安全課、企業立地推進課、文化財保存課
(4) 暮らしづくり(教育、医療、福祉等) へき地教育の充実及び南部地域での教育活動の充実 地域医療の再生と体制整備 高齢者、障害者や子育ての支援 協働の推進 移住・定住の促進 文化芸術活動の活性化	健康福祉部長	地域福祉課、障害福祉課、長寿社会課、保険指導課、子育て支援課、地域医療連携課、医療管理課、医師・看護師確保対策室、保健予防課、学校教育課、協働推進課、南部振興課、文化・教育課
3.安全・安心への備え		
(1) 監視・警戒・避難のシステムづくり 大規模土砂災害監視・警戒・避難システム 検討会の設置・運営	土木部長	砂防課、河川課、道路管理課広報聴課、防災統括室
(2) 深層崩壊のメカニズム解明と対策研究 深層崩壊研究会の設置・運営	土木部長	砂防課、森林整備課
(3) 記録の整備、次世代への継承 災害の記録の整理 防災教育・啓発 危機管理等のノウハウの教育・伝承	総務部長	総務課、防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、農林部企画管理室、土木部企画管理室、保健体育課

チーム構成は、平成24年1月31日現在

表4 復旧・復興計画策定チーム

計画の基本的な考え方

紀伊半島大水害からの復旧・復興にあたっては、百年の計に立ち、「災害に強く、希望の持てる」地域を目指し、取組を行うこととした。また、短期、中長期の目標を設定し、将来の地域の姿を提示していくこととした。

計画の位置付け

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、このうち、平成23年度から平成26年度までを「集中復旧・復興期間」とした。この期間において、避難者・被災者の生活の立ち直りを図ることはもとより、道路、林道、土砂ダムの緊急工事等の復旧事業を迅速に進めるとともに、地域の再生・再興につながる新しい集落づくり、産業・雇用の創造、くらしづくりなどについても、可能なものから着手することとした。

続く平成27年度から平成32年度までを「中・長期」(中期:平成27年度~平成29年度、長期:平成30年度~平成32年度)として、地域の再生・再興に向けたインフラ設備などを充実させ、併せて更なる地域の発展に向けた取組を推進する期間と位置づけた。

計画の進捗管理及び推進体制

社会的状況の変化、地域の新たな動きにも柔軟に対応し、必要に応じ(原則として2年から3年に一度)計画を改訂することとした。

また、計画に掲げる取組項目の進捗状況を検証するために、計画に基づく「アクション・プラン」を毎年度策定し、より効果的に取組を実施することとした。

計画の推進体制については、引き続き、県内被災市町村や「国・三県合同対策会議」との連携を図るほか、推進本部の下に、「復旧・復興計画推進会議」及び復旧・復興計画策定時に編成した11のチームを8つに再編した「復旧・復興計画推進チーム」を設置した。

復旧・復興計画推進会議は、平成24年度より新たに設置された復旧・復興担当副知事を議長とし、復旧・復興計画推進チームの各キャプテン及び南部振興監により構成され、月2回程度の会議を開催し、各チームの取組状況や今後の課題等を協議し、各取組の進捗を図ることにより、計画及びアクション・プランを推進していくこととした。

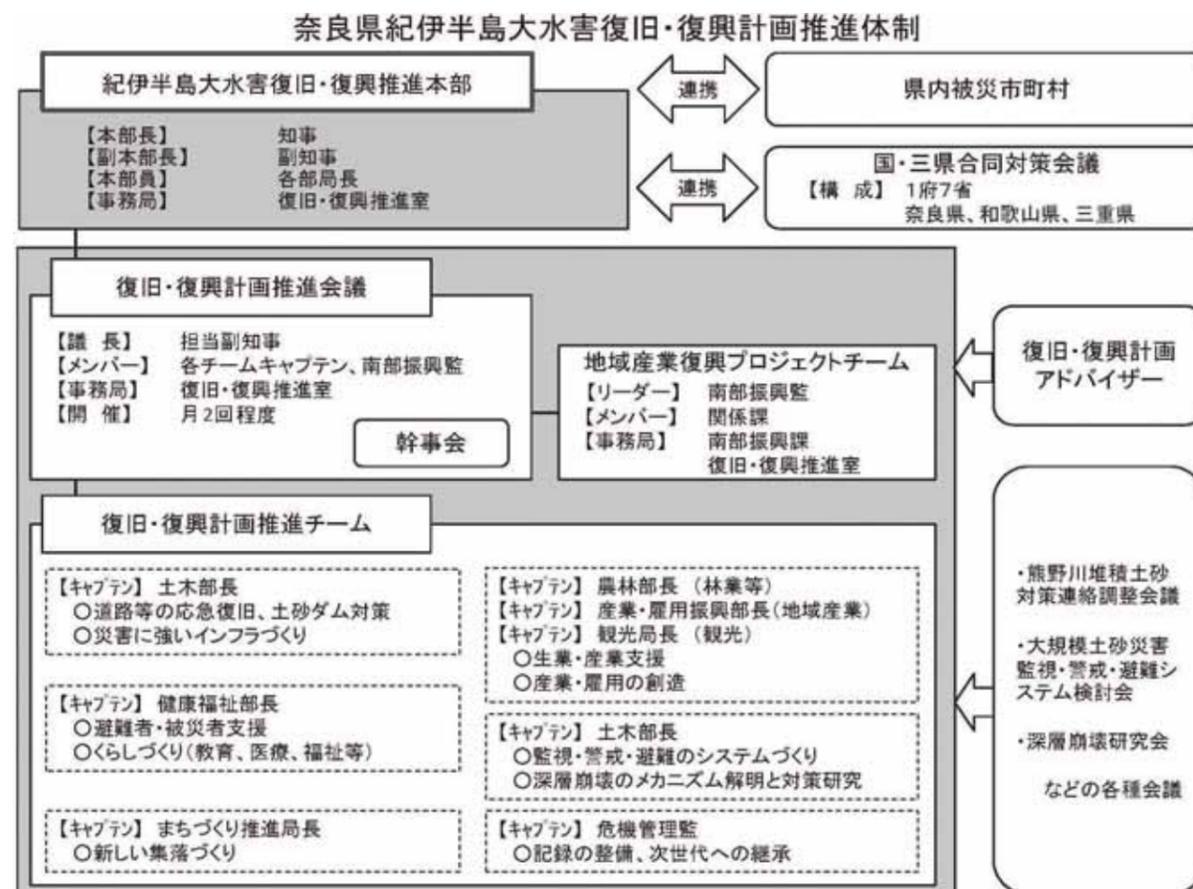


図5 奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画推進体制

計画の主な取組のポイント

復旧・復興に向けた主な取組を7つのポイントとして、次のとおりまとめた。

ポイント1 長期避難者の早期解消

一部地域では、土砂ダムなどの大規模土砂災害により、多くの地域住民が長期間の避難を強いられる状況となっている。地域住民の意向も確認し、安全に安心して早期に帰宅できる環境づくりを行う必要があることから、土砂ダムなどの大規模土砂災害対策や、帰宅するための環境づくり、帰宅後の生活再建支援等を行う。

ポイント2 新しい集落づくり

既存集落で、土砂災害に対する安全が確保できない場合は、安全な集落を形成できる場所の確保が必要なことから、安全・安心で住み心地がよく、地域コミュニティが維持されるような集落づくりを行う。

ポイント3 紀伊半島アンカールートの整備

国道168号、169号などが、山腹崩壊、路肩決壊、落橋などにより各地で寸断され、集落が孤立するなど地域生活に大きな影響を与えた。紀伊半島アンカールートの一部を形成する国道168号、169号は紀伊半島沿岸部が大地震・津波等で被災した場合、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路として活用できるリダンダンシーの役割を担うことから、紀伊半島アンカールートの早期整備等を行う。

ポイント4 安全・安心への備え

今回の被災経験を踏まえ、今後の備えとして、多数発生した深層崩壊の状況を調査・研究し、大規模災害にも対応した、新たな監視・警戒・避難のシステムづくりを目指す。

また、今回の災害の記録を整備し、その活用により防災教育・啓発の充実を図り、この教訓を風化させることなく、次世代に継承する。

ポイント5 地域経済を支える産業に対する支援

今回の災害では、過疎化・高齢化が進行し、経済基盤の脆弱な地域が被災した。このような地域の産業を活性化させ、雇用の場を創出するため、直接的・間接的な被害を受けている地域産業に対し、金融支援と併せて、県と市町村が連携して、直接支援を検討し、実施するほか、地域産業プロジェクトチームを設置し、被災市町村の現状、ニーズ等を踏まえた支援メニュー等の検討を行う。

ポイント6 ふるさと復興協力隊

集落の維持・活性化が大きな課題となっている被災地域の復旧・復興にあたっては、地域社会の新たな担い手を確保、育成することが重要であることから、地域外の人材を中心に「ふるさと復興協力隊」として採用し、復興活動をはじめとする地域活動に従事してもらい取組を実施し、希望を持って住み続けることができる地域づくりを目指す。

ポイント7 森林資源を活用した地域づくり

被災地域は豊かな森林資源に恵まれ、この地域資源を活用することが復興の鍵となることから、林業・木材産業を中心に多様な生業を織り交ぜ、持続的なライフスタイルを目指すほか、災害に強いエネルギー供給体制の構築と新たな雇用の創出に向けて、木材を活かした木質バイオマスの利活用を推進する。



写真11 奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画とアクション・プラン

第3節 復旧・復興の取組

1. 長期避難生活の早期解消

五條市、野迫川村、十津川村では、依然として多くの方々が応急仮設住宅などで避難生活を送られている。

こうした長期避難生活の早期解消は、市・村と連携し最優先課題として取組を進めてきた。

地区の安全性の向上を図るため、後述のとおり道路の復旧、土砂ダムの撤去、新しい集落づくりの検討などを進めてきた。また、市・村では個別の避難者の意向確認を行うなど、きめ細やかに対応してきた。

こうした取組を進め、ピーク時には359世帯938人いた避難者が、平成24年8月末には170世帯346人まで減少し、また、この時点の避難者の8割以上は、平成26年3月末までに帰宅できる見込みとなったことを、知事、五條市長、野迫川村長、十津川村長が共同記者会見を開き公表した。その後も、対策工事等を進め、平成25年2月1日現在の避難者は、119世帯253人となっている。

年月日	市町村数	避難所数(箇所)	避難世帯数(世帯)	避難者数(人)
ピーク時 平成23年 9月5日11時	1市1町 7村	52	359 (避難勧告・ 指示対象220)	938 (避難勧告・ 指示対象691)
8月発表時 平成24年 8月24日	1市2村	0	170 (避難勧告・ 指示対象140)	346 (避難勧告・ 指示対象275)
現在の状況 平成25年 2月1日	1市2村	0	119 (避難勧告・ 指示対象80)	253 (避難勧告・ 指示対象155)

表5

2. 道路等の復旧、土砂ダム対策及び災害に強いインフラづくり

(1) 道路施設災害復旧事業

今回の災害では、法面崩壊や路肩決壊、落橋などにより各地で道路が寸断され、集落が孤立するなど地域生活に大きな影響を与えた。道路の通行確保については、応急対策工事により迂回路が確保された。本復旧となる災害復旧が必要な道路・橋梁の公共土木施設は、県管理道路で126か所、市町村管理道路で150か所、合計で276か所となった。県では、災害査定と並行して道路施設災害復旧事業に着手しており、平成25年1月31日現在で、県管理道路での着手済箇所は、125か所、着手率99%、うち完了箇所は65か所となった。平成23年度から平成26年度の集中復旧・復興期間で完了を目指す。復旧事業事例(国道169号:上北山村白川地区)は下記のとおりである。



写真12 被災時



写真13 応急復旧完了時



写真14 平成24年9月19日 復旧完了状況

また、道路施設災害復旧事業と併せて災害の再発防止対策として、道路災害防除事業(県道大台ヶ原公園川上線:上北山村伯母谷地区)や道路災害関連事業(国道168号:十津川村長殿、県道高野天川線:天川村南日裏)を実施し、災害の再発防止を目指す。

災害の再発防止対策の事例(県道大台ヶ原公園川上線:上北山村伯母谷地区)は下記のとおりである。



写真15 被災時(路肩崩壊)



写真16 災害復旧完了状況(路肩崩壊復旧)



写真17 平成24年10月11日 災害防除事業施工中(法面工事)

(2) 国による河道閉塞対策(土砂ダム)等

紀伊山地砂防事務所による県内の対策事業は、赤谷地区ほか計6か所で実施中である。

対策の方針について

県内の工事地区は、既に決壊・流出したものを含めていずれも河道閉塞を伴う深層崩壊が発生した箇所である。現状でも河道や斜面に大量の不安定な土砂が堆積し、土砂の二次移動や隣接斜面等の崩壊の拡大などが懸念されている。このため、対策工事は次に示す方針で進められている。

河道閉塞による湛水が残る箇所

平成24年10月時点では赤谷地区、長殿地区、栗平地区が該当する。

河道閉塞の決壊等による二次災害の発生を防ぐため、流水を安全に流すための排水路工や、閉塞土砂の安定化を図る砂防堰堤工等の対策が進められている。

河道閉塞が既に解消している箇所

坪内(冷水)地区と清水・宇井地区が該当する。

河道閉塞は既に決壊し解消しているが、斜面には未だ大量の土砂が残っており、大規模な再移動や拡大崩壊が発生すれば再び河道閉塞が生じる可能性がある。このため、斜面下部に残存する大量の土砂の安定性を評価し、適切な斜面对策を施すとともに、河川の侵食による斜面の不安定化を防止するために護岸工などの対策が進められている。

上流の湛水域を埋め立てた箇所

北股地区が該当する。河道閉塞部上流の湛水域は平成23年の緊急対策工事により埋め立てられた。北股地区については、斜面内に崩壊した土砂が大量に残り、かつ斜面下流には住宅地が隣接しているため、不安定に残る土砂の安定化を図るための砂防堰堤工等の対策が進められている。

対策工事の現状

平成23年度から着手している砂防災害関連緊急事業(直轄)及び平成24年度からの特定緊急砂防事業による対策が鋭意進められている。



写真18 五條市大塔町赤谷地区の現地状況(出典:国土交通省ホームページ)



写真19 十津川村長殿地区の現地状況(出典:国土交通省ホームページ)



写真20 十津川村栗平地区の現地状況(出典:国土交通省ホームページ)



写真21 天川村坪内冷水地区の現地状況(出典:国土交通省ホームページ)



写真22 五條市大塔町清水・宇井地区の現地状況(出典:国土交通省ホームページ)



写真23 野迫川村北股地区の対策工事の状況(出典:国土交通省ホームページ)

(3) 土石流対策・地すべり対策

土石流対策

土石流対策の基本方針

大規模な土石流が発生した7か所は、不安定土砂が残存し、溪岸斜面は土石流によって末端部が侵食され不安定な状態となっている。土石流対策としては、崩壊の拡大や発生の抑制、流出の制御を行い、土石流による直接被害を軽減するための砂防施設等を設置する。

また、大畑瀬は十津川大水害で形成された河道閉塞によるもので、今回は越流侵食で大量の土砂が流出した箇所である。対策としては、溪岸崩壊の拡大防止を早急に図り、流出の制御を行うとともに、下流に砂防施設を設置する。

災害関連緊急砂防事業の実施

災害関連緊急砂防事業とは、災害が発生した溪流において、砂防施設を緊急的に施行することにより、国土の保全と民生の安定に資することを目的とした事業である。

県では、平成24年1月4日に国の採択を受け、図6の地区において実施している。

砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施

砂防激甚災害対策特別緊急事業とは、土石流等により激甚な災害の発生した地区に対して実施するものであり、災害関連緊急砂防事業から引き続き実施している。

特別緊急砂防事業の実施

特別緊急砂防事業とは、土砂災害発生箇所の応急的対策のみならず周辺域を含めた対策の集中的・重点的実施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を行っている。

土石流対策 施工箇所

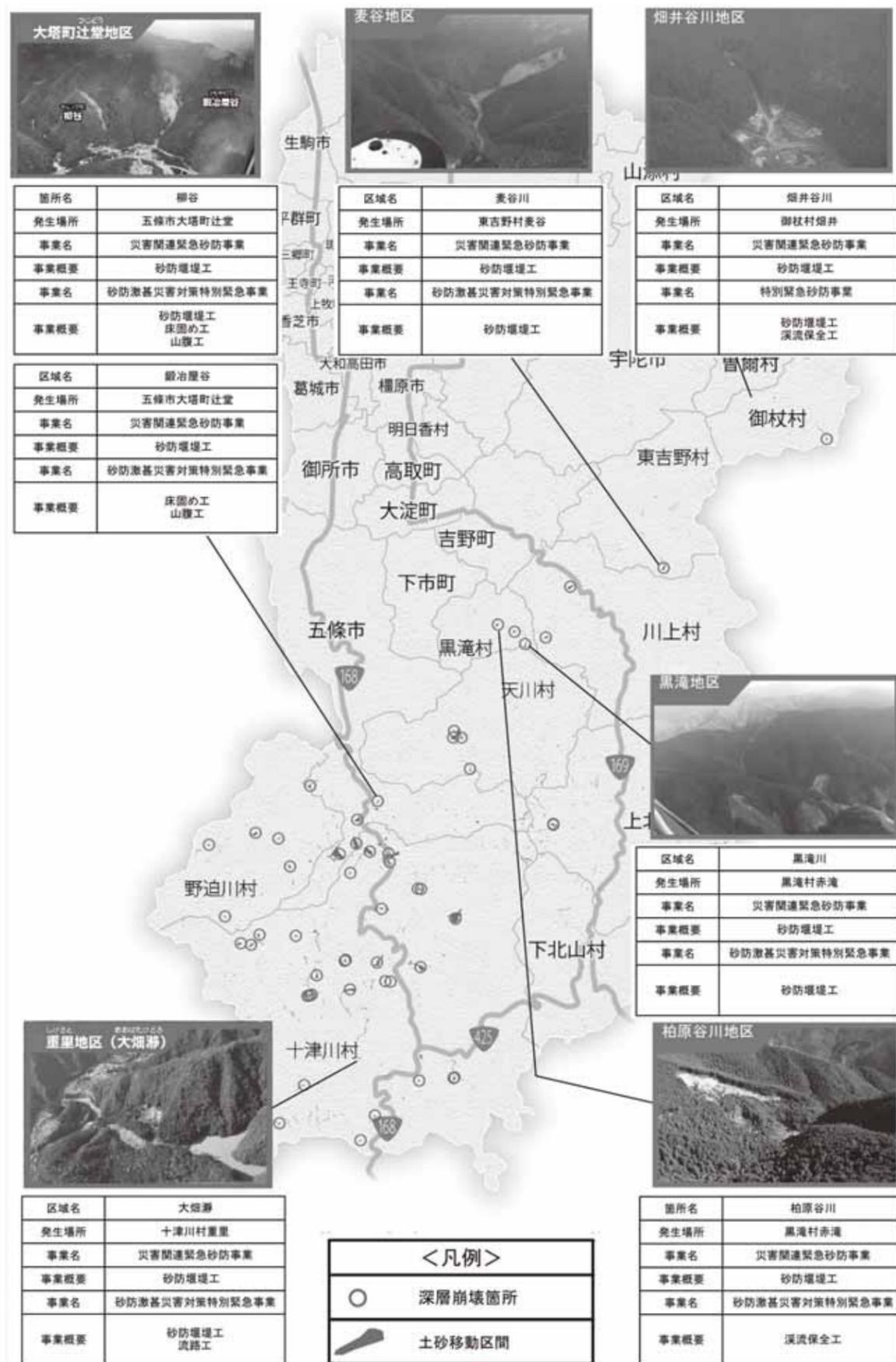


図6 土石流対策 施工箇所

地すべり対策

地すべり対策の基本方針

地すべりが発生した4か所はいずれも斜面の規模が大きく、地すべり地内の道路施設や家屋に多数の亀裂や段差等の変状が発生した。道路の通行止めや、その地区の住民が避難するなど、被害は広範に及ぶ。

また、十津川村今西地区以外の地すべりでは、地すべりが進行した場合には河道閉塞による被害も想定される。

地すべり対策の基本方針として、はじめに地すべりの誘因となった斜面内の地下水位を低下させるための地下水排除工(横ボーリング工、集水井工)を実施し、現状の活発な地すべり滑動の沈静化を図る。その後、アンカー工や押え盛土工により、地すべり全体の再活動を防止する対策を実施する。

また、十津川村折立地区は災害前から地すべり防止区域として地質調査や地すべりの動態観測等がなされていた箇所であり、一部で地すべり対策事業を実施していた。今回の急激な地すべり活動をうけて、横ボーリング工のほか、押え盛土工、アンカー工等の地すべり防止工事を新たに実施し、地すべりの抑制を図る。

災害関連緊急地すべり事業の実施

災害関連緊急地すべり事業とは、災害が発生した地域において、地すべり防止施設を緊急的に施行することにより、再度災害防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とした事業である。

県では、平成24年1月4日に国の採択を受け、図7の地区において実施している。

地すべり激甚災害対策特別緊急事業の実施

地すべり激甚災害対策特別緊急事業とは、特に地すべり現象が著しく、かつ、その危険度が増大するものであって、再度災害を防止する一定の計画に基づく事業である。

県では、図7の地域以外の下記1地区でも実施している。
天川村広瀬地区

事業概要：横ボーリング工・アンカー工

地すべり対策 施工箇所

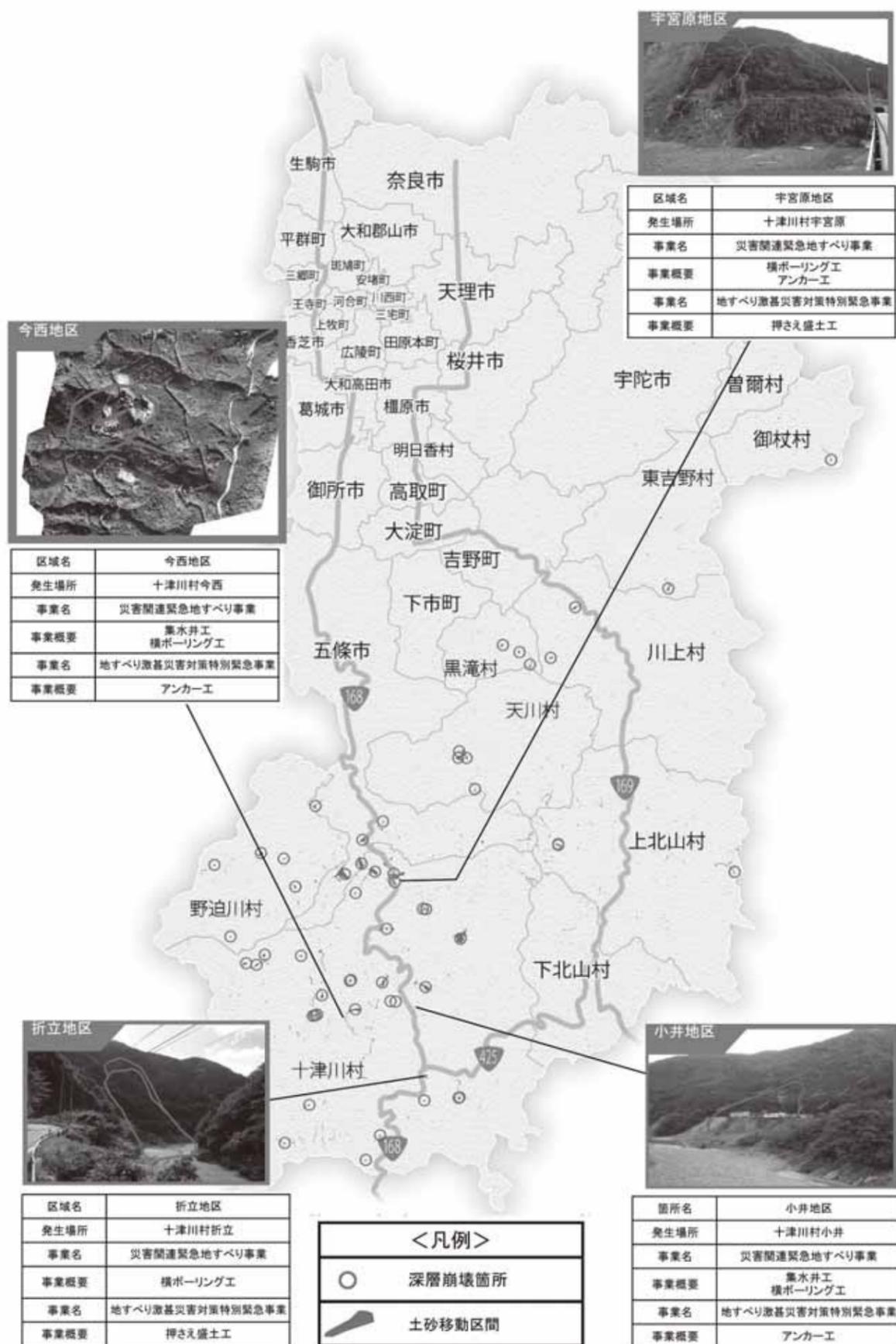


図7 地すべり対策 施工箇所

(4) 河川の復旧対策

河川の大规模堆積土砂対策

再度の出水などで、災害が発生するおそれが高いため、毎年の出水期までに段階的に一定の復旧を完了し安全を確保することを目標とした。

河川災害復旧事業は3か年での実施を目標として展開するが、毎年6月から10月までの出水期間は増水により河川工事の実施が大幅に制限されることを考慮して、短期間で膨大な土砂を効率的に撤去する必要がある。被災箇所が険しい山間部であり近傍で大规模な土砂処分地を確保することが容易でないことや、ほかの復旧事業と十分に連携調整を図ること等が大きな課題であった。

河川名	箇所名	堆積土砂量 (万㎡)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
熊野川	天川村坪内	8			
	五條市大塔町宇井	47			
	十津川村宇宮原	112			
	十津川村野尻	6			
川原樋川	五條市大塔町清水	14			
神納川	十津川村内野・杉清	21			
山手川	十津川村山手	4			
北山川	下北山村下池原	9			

表6 堆積土砂撤去工程表

熊野川堆積土砂対策連絡調整会議

県では、こうした課題を解決するため、復旧に携わる県土木部・農林部、五條市・天川村・十津川村、近畿地方整備局による熊野川堆積土砂対策連絡調整会議を平成23年12月26日に開催し、速やかな復旧に向けて情報共有と事業の進め方、関係機関の協力体制を確認した。



写真24 平成23年12月26日 第1回熊野川堆積土砂対策連絡調整会議

平成24年2月までに6度にわたる国の災害査定が完了した。台風第12号により河川に堆積した土砂が原因で集落や主要幹線道路等に浸水被害が発生するおそれがある緊急を要する大规模土砂堆積箇所8か所(査定額73億円)を災害復旧事業により3か年で復旧することを決定した。

平成24年3月までに、各地での応急復旧工事とあわせて、下北山村下池原地区(北山川)では9万㎡の土砂撤去で国道169号の浸水防止や、十津川村山手地区(山手川)でも4万㎡の土砂撤去により村道等の浸水防止を図った。

平成24年6月には、斜面崩壊で大きな被害のあった五條市大塔町清水地区・宇井地区の堆積土砂13万㎡を撤去し県道の浸水を回避し、平成24年7月には十津川村宇宮原地区で河道開削により関西電力(株)長殿発電所付近の湛水を解消した。

清水地区・宇井地区では、河川の土砂撤去とともに国土交通省による斜面对策が進捗し、平成24年11月に避難勧告が解除された。



写真25 平成24年11月27日 復旧状況(五條市大塔町宇井地区)

また天川村坪内地区では、県、国土交通省、林野庁、関西電力(株)が連携し、熊野川の土砂撤去を進めるとともに、斜面崩壊により河道閉塞した冷水地区で河道拡幅が進められ坪内地区の湛水被害の再発防止に努めている。



写真26 平成24年11月29日 復旧状況(天川村坪内地区)

二津野ダム貯水池でも十津川村折立地区から平谷地区にかけて、電源開発(株)により堆積土砂撤去が進められた。

斜面崩壊対策の促進

河川堆積土砂撤去を効果あるものとするためには、崩壊斜面から河川への土砂の流入を防止することが不可欠である。国土交通省、林野庁、県がそれぞれ斜面对策を実施しているが、対策完了までには5年程度を要する。一方、河川の土砂撤去は、平成25年度末までの3か年で完了を目指しているため、これ以上河川への土砂流入をさせない対策が不可欠である。

斜面对策については、現在準備中である事業や堰堤などによる土砂流出防止工が完了していない箇所もあることから、河川堆積土砂の撤去計画と整合のとれた斜面对策の進捗管理を適切に行うことが必要である。

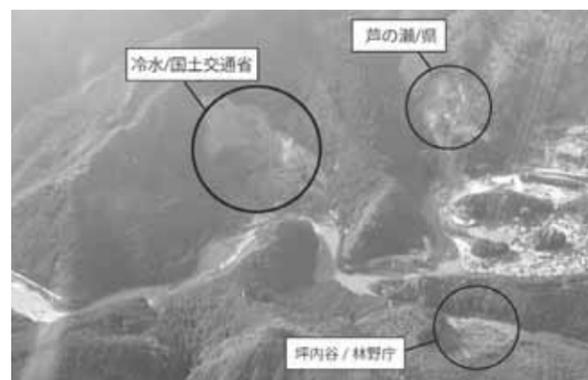


写真36 斜面对策工事箇所（天川村坪内地区）



写真37 斜面对策工事箇所（五條市・十津川村）

(5) 簡易水道事業等災害復旧事業

被災者にとってライフラインである水道施設の早期復旧が望まれる中、被災した市町村は、道路や公共施設等様々な社会基盤の復旧に多大な財政負担を生じていたことから、水道施設の復旧費用についても財源確保に苦慮していた。そこで県では、従来から実施している簡易水道等整備推進事業助成交付金制度をモデルとして、紀伊半島大水害に由来する水道施設の災害復旧に要する費用について、市町村の負担部分に対し、県費補助を行うことで市町村の実質負担をなくす措置を講じた。

簡易水道等整備推進事業助成交付金制度：水道施設整備費国庫補助金を活用した簡易水道施設整備事業について、補助金対象事業費の20%又は30%を事業終了年度の翌年度から10か年にわたり県が補助するもの。

(6) 紀伊半島アンカールート の整備

国道168号、169号の被害状況

県南部地域の「命の道」である国道168号、国道169号などの幹線道路が山腹崩壊や路肩決壊、落橋などにより各地で寸断されたが、県が地域高規格道路として整備した国道168号宇宮原バイパス(平成19年3月供用)については、旧国道部分は被災したが、新しく整備された区間は壊れることはなかった。

また、国が整備を進めていた国道168号十津川道路の小原地区から折立地区までの間についても、並行する旧国道部分は、被災し、地域は分断された。このため、平成23年9月19日に開通予定されていた区間を、緊急的に開放するため、被災を確認した後24時間で、国、県、県警、施工業者で協定を締結し、9月6日13時には一般開放を行った。

このことから、緊急輸送道路など「命の道」としての役割を発揮する規格の高い道路整備の重要性を改めて認識したところである。

紀伊半島アンカールートとは、近畿自動車道紀勢線と、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号の各路線を結び、アンカー(船の錨)の形に似ていることから付いた呼称である。



写真38 国道168号被災時の状況（十津川村折立地区）



写真39 国道169号被災時の状況（川上村迫地区）



写真40 被災を受けなかった国道168号宇宮原バイパス



写真41 国道168号十津川道路が「命の道」として発揮

「紀伊半島アンカールート」の早期整備

南海トラフ地震が発生した際、被災が想定される紀伊半島沿岸への緊急輸送道路として、近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される「紀伊半島アンカールート」の早期整備が必要であり、国による直轄権限代行を要望し、平成24年度には「長殿道路」が新規事業化された。

また、国は国道169号について、大型車のすれ違いができない新伯母峯トンネルの調査を開始した。



図8 紀伊半島アンカールート

今後の動き

国道168号「地域高規格道路五條新宮道路」の、県内区間約88kmのうち、高い規格で整備された区間は、地域高規格道路で整備された約9kmのみであり、国道バイパス並で整備された区間約6kmをあわせても20%に満たない(平成24年10月の整備状況、図9)。

このことから、すれ違い困難な区間の道路整備を進めているが、辻堂バイパスなど事業中の区間が全て整備されたとしても、依然として、五條市大塔町阪本地区、十津川村小栗栖地区、風屋地区、桑畑地区などをはじめとして、安全性・走行性とも課題の大きい未改良区間が4区間、13kmにわたって残ってしまう。このため、五條新宮道路全体の国直轄指定区間の編入や五條市阪本地区から十津川村までの間の未改良区間の整備を国に強く要望している。

さらに、国道169号については、新伯母峯トンネルの国による調査促進及び早期事業化、事業中区間の早期完成を要望しているところである。



図9 整備状況図

(7) 総合的な治水対策の取組

熊野川の総合的な治水対策協議会

熊野川は最下流を国土交通省が管理、中上流部は流域の三重県・奈良県・和歌山県の3県がそれぞれ管理を行っている。また熊野川の水資源を利用するため、電源開発(株)・関西電力(株)・国土交通省がダムを管理しており、同一水系で複数の管理者が存在する複雑な管理体制になっている。

紀伊半島大水害からの速やかな復旧と再度災害の防止の観点から平成24年7月「熊野川の総合的な治水対策協議会」が設立され、近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県と沿川市町村及びダム管理者が連携を図りながら洪水対応のための上下流一貫した河川の管理や情報伝達等、ハード・ソフト両面からの危機管理体制を充実させていくことにしている。



図10 新宮川水系 利水ダム位置図

利水ダムの治水利用

熊野川流域には11基のダムがあり、これらは治水機能のない利水ダムである。

熊野川の総合的な治水対策協議会においては、これらのダムを利用して、大規模な洪水が予想される場合には、事前に貯水位を下げ、空き容量を確保することで下流への洪水被害の軽減を図ることとしている。

平成24年度から、大規模な貯水池を持ち治水効果が期待できる国土交通省管理の猿谷ダム、電源開発(株)管理の池原ダム・風屋ダムで、紀伊半島大水害を契機として治水利用を促進することになった。

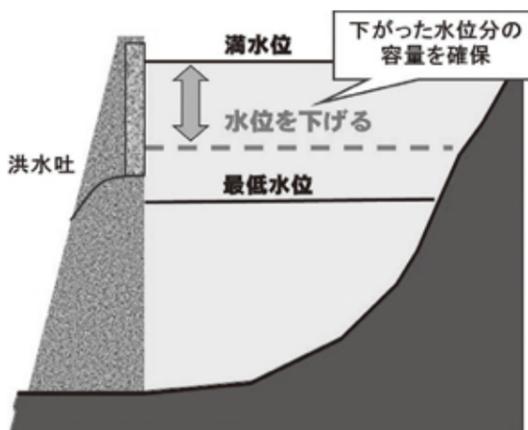


図11 利水ダムの大規模出水時の対策

平成24年6月の台風第4号による出水において、初めてその貯水位低下の基準が適用される洪水となり、ダムの暫定運用操作を行った。

	台風第4号	台風第17号	
新宮川水系流域平均総雨量	194mm	200mm	
池原ダム	最大流入量	約 2,100m ³ /s	約 2,700m ³ /s
	最大放流量	約 330m ³ /s (発電放流のみ)	約 1,400m ³ /s
	放流量低減効果	約 1,700m ³ /s	約 1,300m ³ /s
風屋ダム	最大流入量	約 1,400m ³ /s	約 1,200m ³ /s
	最大放流量	約 700m ³ /s	約 700m ³ /s
	放流量低減効果	約 800m ³ /s	約 600m ³ /s
猿谷ダム	最大流入量	約 600m ³ /s	約 700m ³ /s
	最大放流量	約 350m ³ /s	約 500m ³ /s
	放流量低減効果	約 250m ³ /s	約 200m ³ /s

表7 平成24年台風第4号、第17号時の低減効果

3. 新しい集落づくり

県南部地域は、災害以前から高齢化、過疎化が進行する地域であった。また、今回の災害により、さらに過疎化が進行し、地域コミュニティが維持できなくなることが懸念された。

そこで、集落の復興に際しては、「安全・安心で住み心地が良く、地域コミュニティが維持されるような集落」「働き口があって自立でき、交流が促進され、人が集まるような集落」を目標に、新しい集落づくりを進めることとした。

特に集中復旧・復興期間においては、地元の住民の方々や被災市村と十分話し合い、希望の持てる集落とするために必要な、地域コミュニティ、地域産業、医療・福祉サービス等の機能の確保、安心で住み心地の良い住居の確保に目処がつけられるよう取組を行うこととした。

現況把握及び移転候補地の検討

生活の再建にあたっては被災者が、まずは元々居住されていた既存集落へ帰宅できることが第一である。

しかしながら、安全が確保できず、元の場所に帰ることが困難な場合には、集落の移転も視野に入れた新しい集落づくりの検討が想定されたため、県南部地域において、移転等の候補地となる可能性がある場所の基礎調査を行った。

具体的には、災害履歴や土砂災害危険箇所、法規制区域、浸水実績区域などの既存データを、位置情報を一元管理することが可能な地理情報システムデータ(GISデータ)として整理し、地図上に地域特性図(重ね図)を作成した。

この地域特性図を活用して、一定の面積(1ヘクタール程度)を確保できる緩傾斜面(勾配20度以下)、主要道路からのアクセス性を考慮して、新しい集落の候補地を一次選定した。

住民の意向確認

野迫川村は、北股地区住民に意向確認を行ったところ、全員が元の北股地区への帰宅を希望していた。

五條市は、平成24年2月に大塔町住民に対してアンケート調査を実施した。それによると、避難者が希望する居住地

は大塔町内希望が5割弱で、大塔町外の五條市内希望が2割強の意向であった。また、市は平成24年6月に、住宅被害を受けた(全壊、半壊)世帯に対して生活再建後の住まい等について個別に意向調査を実施した。

十津川村においても、平成24年2月に村が仮設住宅入居者に対してアンケート調査を実施しており、それによると全ての方が十津川村内に留まる意向であった。

また、十津川村は平成24年7月に避難世帯に対して自宅への帰宅希望等について個別意向調査を実施している。

その結果、ほとんどの方が自宅への帰宅を希望していたが、自宅への帰宅が困難な一部の方は、村内での移転を希望された。

住民の意向確認については、3市村ともに引き続き丁寧に行いながら、集落の復興に努めていくこととした。

移転候補地の抽出

十津川村においては、移転候補地について、県の調査も踏まえ、先に述べた国道168号からのアクセス性を考慮して、県と村とである程度の高台にて一団の土地を確保できる見込みのある谷瀬地区(写真42)と猿飼・高森地区(写真43)の2か所を有力な移転候補地として抽出した。

新しい集落づくりの候補地の抽出にあたっては、自然の地形や環境、既存の施設や集落も活かし、できるだけ大規模な造成をしないことも勘案して選定した。



写真42 十津川村 谷瀬地区

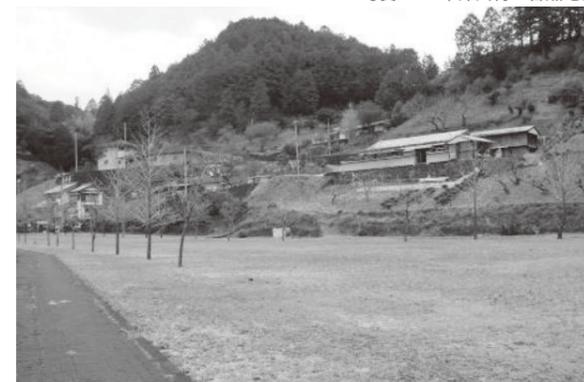


写真43 十津川村 猿飼(高森)地区



図12 新しい集落づくりイメージ図

今後の取組

現在、五條市、野迫川村及び十津川村においては、県とともに避難者の早期帰宅を復旧・復興の最優先課題として取り組んでおり、住宅被害を受けた避難者に対しては、公的賃貸住宅の建設も視野に入れて取り組んでいくこととしている。

具体的な市村の取組

五條市では、避難者のうち住宅を失った方については、市営住宅等の斡旋とともに、新たな公的賃貸住宅建設を大塔町阪本地区等で検討している。また、被害が大きかった宇井地区、辻堂地区及びこれらの周辺地区でも、日常生活が取り戻せるよう、インフラの整備や土砂崩れで崩壊した様々な施設等の対応などを検討している。

野迫川村では、北股地区の避難者全員が同時に戻れるように、小規模住宅地区改良事業を活用して公的賃貸住宅建設や、地区内の整備を図ることを検討している。

十津川村では、被災者等が自分の生活をどのように取り戻すか住宅再建のイメージが持てるよう、十津川産材を活用した復興モデル住宅を建設することとしている。

この復興モデル住宅は、公的賃貸住宅のモデルとなるとともに、自力建設住宅のモデルとしても活用しようと考えている。

さらに、こうした住宅建設に加え、十津川村では医療、介護、福祉、交流、宿泊、防災などの集落機能を確保した安心拠点となるような施設等の整備を行い、中長期的には村内に点在する小さな集落の集約化や、Uターン、Iターン等の受皿にもつなげたいとの考えを持っている。

4. 安全・安心への備え

(1) 深層崩壊のメカニズム解明と対策研究

深層崩壊研究会の設置

深層崩壊のメカニズムの解明や収集している情報のアーカイブ構築等に関する検討を進めるため、学識経験者や

砂防学会、国土交通省(研究機関を含む)等と連携し、平成24年2月に「深層崩壊研究会」を設置した。深層崩壊研究会の検討内容は、後述する大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会等へ反映している(図13)。

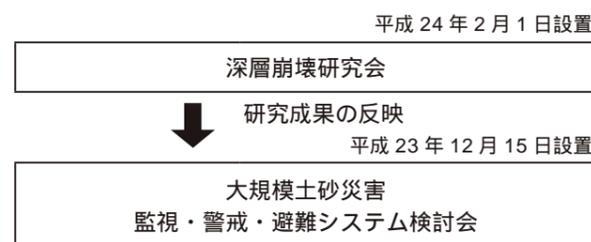


図13 深層崩壊研究会と大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会の関係

深層崩壊セミナーの開催

深層崩壊について、土砂災害関係者等の深層崩壊に関する理解を深め、知識の向上を図るため、県主催の「深層崩壊セミナー」を平成24年2月9日に開催した。立ち見も含め120人を超える参加があった(図14、写真44)。

県から被害と対応状況等の説明後、石塚上席研究員(土木研究所)、松村教授(京都府立大学大学院)から話題提供があり、パネルディスカッションは、深層崩壊研究会のメンバーをパネリストに迎え、研究会座長である藤田教授(京都大学防災研究所)の進行で行われた。

パネリストからは、各分野の深層崩壊に関する最新の話題・取組状況を紹介いただいた後、深層崩壊への事前・直前・直後・事後の時間軸に沿った対応を主なテーマとしてディスカッションが行われた。

【事前】深層崩壊の素因・誘因

【直前】発生の予知、避難

【直後】河道閉塞の早期発見・対策の問題点や改善点

【事後】早急に復旧するための今後の改善点



図14 深層崩壊セミナー プログラム



写真44 深層崩壊セミナー

深層崩壊マップ(奈良県版)

深層崩壊については、国土交通省が平成22年8月に全国版の深層崩壊推定頻度マップを公表している。更にその後も調査が進められ、平成24年9月に深層崩壊に関する漂流単位での相対評価を行った深層崩壊漂流レベル評価マップ及び深層崩壊跡地密度マップが公表された。

県では、地域の防災対応に深層崩壊の危険性を加え、警戒避難等の安全・安心の備えを充実させるため、上記の国土交通省のマップを活用し、地域の自然条件・社会条件等を踏まえた「深層崩壊マップ(奈良県版)」の作成を検討している(平成24年10月時点)。

紀伊半島大水害の大規模土砂災害アーカイブの構築
深層崩壊は発生が稀であることから、研究の事例数が少ないのが現状であり、紀伊半島大水害で集中的に発生した深層崩壊のデータを正確に把握し蓄積することは、深層崩壊の発生予測やその精度向上には不可欠と考えられている。

そのため、下記の項目について、資料の収集・整理を行い、紀伊半島大水害による大規模土砂災害アーカイブの構築を進めている。

紀伊半島大水害に関する降雨・水文・地形・現地調査結果等
明治22年十津川大水害等、過去の災害記録、文献等
河床変動や植生、地質データ等
代表的な被災箇所での避難実態調査等

なお、アーカイブデータは、当面の情報提供としてホームページで公開し、随時更新していく予定である(平成24年10月時点)。

(2) 大規模土砂災害の監視・警戒・避難システムの確立
大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会の設立
深層崩壊等の大規模土砂災害におけるソフト対策の検討を進めるため、平成23年12月に「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」を設置した。

この大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会は、学識経験者・国・県・市町村の担当者で構成され、県の災害箇所の分析を通じて、防災体制の分析、各機関が対応すべき項目の検討を進めている(図15、図16)。

平成23年12月15日	第1回システム検討会
平成24年2月9日	深層崩壊セミナー (第2回システム検討会)
平成24年4月17日	第3回システム検討会
平成24年6月13日	第4回システム検討会 (中間とりまとめ/公表6月15日)
平成24年12月25日	第5回システム検討会
平成25年2月5日	第6回システム検討会

図15 システム検討会の開催状況

これまでの調査・分析結果

これまでの取組では、大規模な土砂災害が発生した県内の23か所について、航空写真判読・現地調査・聞き取り調査等を実施し、以下の事項について確認した(平成24年10月時点)。

【土砂災害発生のタイミング】

- ・土砂災害は9月3日夜~9月4日に集中した。
- ・降雨ピークの過ぎた9月4日午後以降にも発生した。
- ・大規模な崩壊は降雨ピーク後に発生したものが多く傾向にあった。

【土砂災害警戒情報の発令時期・期間】

- ・発生時刻が明確な土砂災害は、全て土砂災害警戒情報の発表期間内に発生した。

【広域避難の制限】

- ・9月2日23時に国道168号が寸断し、十津川村長殿地区は孤立化した(国道168号の寸断は、土砂災害警戒情報発表の11時間後に発生)。
- ・9月3日以降は国道・県道で寸断が多数発生した。

【自主避難により被害を免れた多数の事例】

- ・被害が集中した地域は明治22年に十津川大水害を経験しているため、住民の防災意識が高く、自主避難が積極的に行われていた。
- ・自主避難により人的被害を免れた箇所がある一方で、避難先で被災した事例や雨がやんだため、自主避難先から

戻って被災した事例も見られた。

【警戒避難情報の伝達手段】

- ・十津川村では屋外スピーカー内蔵のバッテリーを長く保つため、緊急情報のみを放送した事例があった。
- ・十津川村、野迫川村では、道路寸断と同時に電線・こまどりケーブル等が寸断されたため、断続的な停電やCATV・電話(固定・携帯)の途絶が発生した。
- ・十津川村では、発災直後は、道路寸断された地域の自治会長が山道を歩いて役場へ情報伝達していた事例があった。

【大規模崩壊監視警戒システムの構築】

国土交通省では、雨量観測・衛星画像・振動センサーにより、大規模崩壊の発生状況を推定するシステムの一環として、大規模土砂移動検知システム(振動センサー)の試行運用を平成24年6月から開始した(図17)。

中間とりまとめ

平成24年6月には、被災後初めての出水期を迎えるにあたり、注意喚起と出水期の対応方針確認のために中間とりまとめを行い、関係機関へ周知するとともにホームページ等で公開を行った(図16)。

紀伊半島大水害
大規模土砂災害の監視・警戒・避難のシステムづくり

中間とりまとめ
～本年度の出水期の取り組み～

平成24年8月

大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会

4. 本年度の出水期の取り組み

国、奈良県、大規模崩壊の発生した1市7村(五條市、御杖村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村)を中心に県内各市町村で以下の取り組みを推進する。

[大規模崩壊発生箇所への対応]

○河道閉塞箇所および大規模崩壊箇所におけるそれぞれの災害現象に応じた安全対策

(具体的な取り組み)

- ・河道閉塞箇所(4箇所)の緊急工事(仮排水路工等)を実施し、安全性の向上を図る。【国】
- ・河道閉塞箇所の観測機器(監視カメラ、無線、雨量計、ワイヤーセンサー、警報局、警報器・回転灯、水位計 等)を整備し、監視・警戒体制を整える。【国】
- ・大規模崩壊地の緊急工事(仮護岸工、土砂除去、安全対策工等)を実施し、安全性の向上を図る。【国、県】
- ・大規模崩壊地の観測機器(監視カメラ、無線、水位計、伸縮計、ワイヤーセンサー、警報局、警報器・回転灯、水位計 等)を整備し、監視・警戒体制を整える。【国、県】
- ・避難勧告等の発令の判断基準(雨量や地盤の変状等)を設定し、緊急時の連絡体制を整える。【国、県、市町村】
- ・気象台から市町村に対し、警報級の大雨が予想される場合の解説用資料の提供と電話による解説を行う。【国】

[周知・啓発]

○土砂災害(特に深層崩壊)の危険性が降雨ピーク後も続くこと(長雨の後、一定期間は警戒が必要であること)の周知・啓発・徹底

○本災害で得た知見も含めて、災害の伝承を継続 など

(具体的な取り組み)

- ・日頃の備えや災害時の対応を整理した防災リーフレット、広報誌等を作成する。【県、市町村】
- ・地域の伝承による避難行動や減災行動を確認し、資料収集する。【市町村】
- ・砂防ボランティアによる土砂災害防止月間のキャンペーン等を実施する。【県】
- ・防災に関する講演会などによる周知・啓発活動を実施する。【県】

■情報伝達・情報提供

○警戒避難情報を行政から住民に確実に伝達し、住民からも行政が情報を受け取ることができる体制の構築

○避難路が安全な状態のうちに早期避難する情報の提供体制、避難所等との情報伝達体制を確保

○避難情報の提供(早期避難・避難解除)の有効な判断基準として、土砂災害警戒情報の活用

(具体的な取り組み)

- ・気象台から市町村に対し、防災情報提供システムによる詳細な気象情報の提供を行い、長期にわたる大雨が予測され且つ可能な場合には24時間以上先の予想雨量の提供を行う。【国】
- ・土砂災害警戒情報(5km メッシュなど)等の情報を総合的に判断し、避難勧告・指示の発令・解除を行う。【市町村】
- ・CATV のL字放送、県庁ホームページ「気象・道路・河川情報(災害関連)」や近畿地方整備局ホームページ「台風12号被災地関連情報」などから、住民への情報提供を行う。【国、県、市町村】
- ・大規模崩壊監視警戒システム(試行)を構築する。【国】
- ・自主防災組織の情報伝達・収集体制を確認する。【市町村】
- ・予め多量の降雨が予測される場合には事前に職員を現地に派遣するなど、情報の収集・伝達体制を整える。【県、市町村】
- ・役場・支所等と避難所間の情報伝達手段を複数回線(固定電話・携帯電話・同報無線移動系、衛星携帯電話 等)確保し、行政と住民の相互連絡体制を強化する。【市町村】
- ・停電に備え、避難所や各戸に配備されている戸別受信機(防災無線等)の電源(電池等)を確保する。【市町村】

「大規模崩壊監視警戒システム(仮称)」の概要 国土交通省

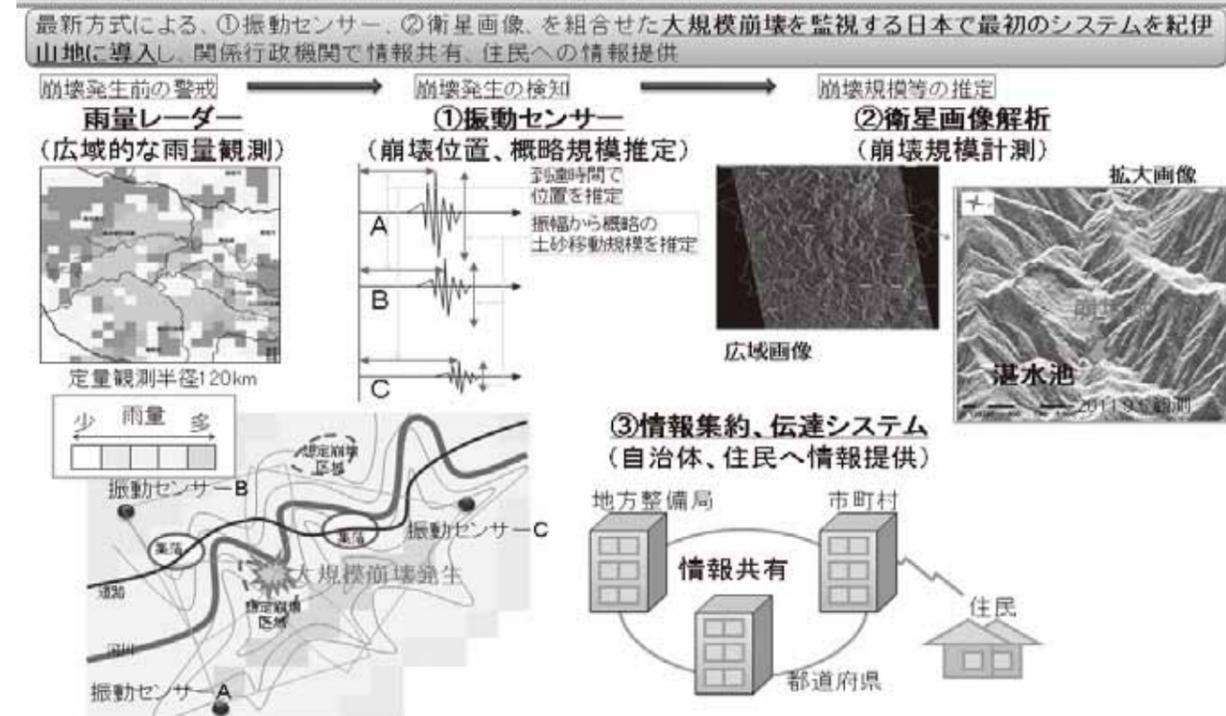


図17 大規模崩壊監視警戒システムの概要(出典:国土交通省)

(3) 国土地理院との協定締結

大規模災害発生時など緊急時の迅速な復旧・復興に向けた協力、連携を図るため、平成24年5月22日に、国土地理院と県は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結した。本協定は、地理空間情報活用推進基本法の趣旨に基づき、国土地理院及び県が保有する地理空間情報等の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、県勢の発展と安全安心な地域社会づくりに寄与することを目的としている。



写真45 平成24年5月22日協定締結式

5. 地域経済を支える産業に対する支援

(1) 農業

県東部地域では従来からの特産物である大和野菜やダリアに焦点をあて、一層の振興を図ることとしている。一方、県南部地域では吉野川周辺における柿はもとより、従来わずかに栽培されていた薬用作物を有力な地域特産物に育成していく取組をすすめている。

しかし、今後農業を継続していくには、増加している農作物に対する鳥獣被害の防止が欠かせない。そこで狩猟の担い手の育成、捕獲機材の導入、侵入防止柵の整備、加工施設の整備等を支援することにより対策をすすめている。

生産基盤の復旧に向けた取組として、平成24年度から、地域の誇りとなる特産物・加工品・土産物の創出に取り組み活動に対して支援を行い、下記のとおり5品目、8市村で新たな地域特産物等が開発された。



写真 46 新たな地域特産物

(2) 林業

県南部・東部は豊かな森林資源に恵まれ、この地域資源を活用することが復興の鍵となることから、主要産業である林業・木材産業の振興に資する施策を展開することで復興を推進するとともに、持続的なライフスタイルの確立を目指している。

- ・平成 23 年度より、県産材の安定供給を進めるため、路網の整備や林業の機械化による生産コストの縮減に意欲を持って取り組む林業事業者等に対する支援制度を創設している。
- ・平成 24 年度より、木材搬出経費について 2,000 円 / m³を補助することで木材搬出を促し、被災地の林業復興を支援。
- ・県産材の利用をより一層拡大していくため、平成 24 年度新たに、「奈良の木ブランド課」を設置し、川下側の取組を強化した。
- ・建築物への利用拡大を図るため、県産材を使用した住宅建設への助成を拡充し、公共施設の木造・木質化を推進している。
- ・建築物以外への利用拡大では、県産材を使用した土産物開発や消費ニーズを踏まえた新たな木製品の開発などを実施している。

・放置されている未利用間伐材等の有効利用を図る木質バイオマスの利活用方策について検討している。

また、被災地域の主要産業である林業の振興と地域経済の復興を図るため、意欲を持って積極的に集約化や搬出間伐に取り組む林業事業者に対し優先的に支援を行う「奈良県木材生産推進事業」について、平成 24 年度は十津川村折しのほか 3 地域を新たに選定し、平成 23 年度選定の 4 地域と合わせて 8 地域で事業を実施した。

県内の森林組合、認定事業者が行う県産材の搬出に 3,500 円 / m³以上助成する市町村に対して 2,000 円 / m³を補助

(3) 水産業

県南部・東部におけるアユやアマゴを主体とする河川漁業は、水害による堆積土砂や濁水で河川が漁場として利用できないことや、漁場への道路が通行止めのため、休業や種苗放流の縮小を余儀なくされている。

河川漁業の再開を進めるため、アユについては健全な種苗の確保・放流に対する補助を継続するとともに、平成 24 年度からアマゴなどの在来溪流魚の産卵場造成、発眼卵放流に支援する。また、アマゴやニジマスの放流増大による遊漁者の増大やダム湖で再生産する天然アユのアユ漁業への活用について検討していく。

(4) 商工業

被災中小企業者に対する再建状況調査

被災した中小企業者に対して再建状況調査を 5 回実施した。



写真 47 平成 24 年 5 月 25 日 天川村商工会からの聞き取り調査

調査で判明した再建率等は、表 8、表 9 のとおりである。

調査年月	平成 24 年 2 月	平成 24 年 5 月	平成 24 年 8 月	平成 24 年 11 月	平成 25 年 1 月
サービス業	54.5%	78.8%	82.4%	82.4%	82.4%
宿泊業	78.8%	90.3%	93.5%	93.5%	93.5%
オートキャンプ場、その他	18.2%	61.9%	65.0%	65.0%	65.0%
卸売・小売業	95.5%	100%	100%	100%	100%
製造業	80.0%	86.7%	85.7%	83.3%	83.3%
建設業	80.0%	100%	100%	100%	100%
合計	70.9%	88.5%	90.1%	89.9%	89.9%

表 8 紀伊半島大水害・被災事業者再建率(一部再建含む)

業種	被害件数 (A)	再建事業者数 (B)	内一部再建事業者数 (C)	廃業事業者数 (D)	未再建事業者数 (A-B-D)	再建率 B/(A-D)
サービス業	57	42	5	6	9	82.4%
宿泊業	33	29	2	2	2	93.5%
オートキャンプ場、その他	24	13	3	4	7	65.0%
卸売・小売業	23	22	0	1	0	100.0%
製造業	16	10	1	4	2	83.3%
建設業	26	24	0	2	0	100.0%
合計	122	98	6	13	11	89.9%

表 9 紀伊半島大水害・被災事業者再建率(一部再建含む)平成 25 年 1 月

生業・産業支援の現地調査

県では、被災地のニーズを踏まえた、中小企業の事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした中山間地域の産業振興への支援を行うため、12 月 21 日に天川村、12 月 22 日に十津川村、平成 24 年 2 月 2 日に十津川村で現地調査を実施した。

この調査では、県関係課の職員が被災地を視察し、役場、商工会、観光協会等と意見交換を実施した。このうち、平成 24 年 2 月 2 日の十津川村の現地調査では、兵庫県立大学木村玲欧准教授にご同行いただき、新潟県中越地震の事例などを踏まえた助言を県や十津川村にいただいた。



写真 48 平成 24 年 2 月 2 日 十津川村での意見交換

この 3 回の調査により、被災状況、復旧状況、被災地のニーズ等を把握することで、被災企業の事業継続支援、被災地域の物産販売促進支援事業などの事業化につながった。

金融支援

県は 9 月 20 日、「台風 12 号災害復旧対策資金」を創設した(9 月 13 日記者発表、9 月 16 日金融機関説明会開催)。9 月 28 日、「台風 12 号による被災中小企業者等の資金の円滑化について(依頼)」(部長名文書)を奈良県銀行協会会長、奈良県信用金庫協会会長、奈良県信用保証協会会長、被災地域所在金融機関に送付し、被災中小事業者等の融資相談等への丁寧かつきめ細やかな対応、資

金需要への積極的な対応、既存借入資金の条件変更への柔軟な対応を依頼した。

9 月 29 日、十津川村が台風 12 号災害復旧支援対策資金連絡会を開催、被災中小企業者に対する金融支援について意見交換をした。

10 月 12 日、補正予算が成立し、翌 13 日から「台風 12 号災害復旧対策資金」の貸付条件改善が適用されることとなった。改善内容は以下のとおり。

- ・融資利率の引き下げ：1.735% 1.00%
- ・融資枠の拡大：20 億円 40 億円
- ・借換条件の緩和：奈良県信用保証協会の保証付き資金であれば制度融資資金以外からの借換を容認、そのため、取扱金融機関を追加

なお、これに先立って 10 月 7 日には、借換条件の緩和により「台風 12 号災害復旧対策資金」を新たに取り扱うことになる金融機関向けの説明会を行った。

10 月 14 日、県が台風 12 号災害に係る金融連絡会議を開催し、被災中小企業者に対する金融支援について意見交換を行った。

10 月 31 日、三重県・和歌山県と共同して、経済産業省に対して、セーフティネット保証 4 号の早期指定と指定基準の緩和を提案した。

平成 24 年 1 月 17 日、三重県・和歌山県と共同して、経済産業省に対して、災害関係保証の実施期限及びセーフティネット保証 4 号の指定期間の延長を提案した。

セーフティネット保証 4 号関連

9 月 30 日から 10 月 11 日にかけて、国にセーフティネット保証 4 号の指定を求めため被害状況調査を実施し、10 月 24 日に調査結果を国へ提出、11 月 25 日にセーフティネット保証 4 号が指定された。対象市町村は、五條市、御杖村、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村であり、指定期間は 8 月 29 日から平成 24 年 2 月 24 日までであった。このことを踏まえ、県は「台風 12 号災害復旧対策資金」でセーフティネット保証 4 号を利用できることとした。

平成 24 年 2 月 24 日、中小企業庁がセーフティネット保証 4 号指定期間の 3 か月延長を告示した。指定期間は 5 月 24 日まで、対象市町村に変動はない。

平成 24 年 5 月 24 日、再度中小企業庁がセーフティネット保証 4 号指定期間の 3 か月延長を告示した。指定期間は 8 月 24 日まで、対象市町村は五條市、御杖村、吉野町、天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、川上村である。

災害関係保証関連

9月20日、台風第12号に係る災害の激甚災害指定が閣議決定された。県内では十津川村と天川村が指定を受け、災害関係保証が平成24年3月25日を期限として適用されることとなった。このことを踏まえ、県は「台風12号災害復旧対策資金」で災害関係保証を利用できることとした。その後、平成24年9月30日まで延長された。

	件数	金額
融資実績	167件	4,477,300千円
うちセーフティネット保証4号	20件	854,000千円
うち災害関係保証	10件	187,400千円

表10 台風12号災害復旧対策資金融資実績(平成25年1月末現在)

被災企業の事業継続支援

被災した企業の事業継続を支援するため、県内の貸工場等を利用して、工場・事務所の移転等を行う被災企業に対し、貸工場等の賃借料や機器の賃借料又はリース料への補助を実施した。

宿泊施設の復旧・復興を支援

宿泊施設の復旧・復興を支援するため、宿泊施設に直接被害を受け、かつ、その復旧・復興のために台風12号災害復旧対策資金の設備資金を借り受けた宿泊施設事業者に対し、利子補給補助をする被災宿泊施設利子補給事業を創設し、補助を実施している。

物産販売促進支援事業

被災した中小企業者に対する再建支援のため、平成24年度予算で、「被災地域の物産販売促進支援事業」を実施した。この事業は、被災地事業者の売り上げ向上・販路開拓や観光客の誘致を図るため、被災市町村が物産展を開催または物産展に出展する経費を補助するもので、さらに、物産展による売上げは、被災市町村の産業復興関連事業の経費に充当させ復興を後押しすることとした。

実績

- 個別開催 10市町村 合計 37回開催
(平成24年12月31日現在)
- 五條市(2回) 神奈川県、大阪府での物産展
 - 吉野町(1回) 東京都での物産展
 - 黒滝村(7回) 大阪府、兵庫県、県内での物産展
 - 天川村(3回) 大阪府での物産展
 - 野迫川村(3回) 県内での物産展
 - 十津川村(7回) 埼玉県、大阪府等での物産展
 - 下北山村(4回) 大阪府や県内での物産展

- 上北山村(3回) 大阪府や県内での物産展
- 川上村(1回) 大阪府での物産展
- 東吉野村(6回) 大阪府、愛知県等での物産展



写真49 平成24年11月10日 枚方市「くわんか産業いきいきまつり」枚方市市民会館



写真50 平成24年4月22日 アースデイ2012inなら 奈良文化会館



写真51 平成25年9月2日 泉州にぎわいフェスタ 関西空港

- 共同開催 ニッポン全国物産展へ出展(9市町村)
- 日程 平成24年11月23日～25日
場所 東京都 池袋サンシャインシティ
紀伊半島3県(三重県、和歌山県、奈良県)で「紀伊半島大水害復興キャンペーン」を共同開催



写真52 ニッポン全国物産展

(5) 観光業

宿泊観光客の誘客

南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券の発行・南部地域会議等開催支援事業補助金の創設
国道等の通行止めが発生したことから、風評被害が拡大し、本県観光は大きなダメージを受けた。

県では、緊急対策として風評被害の払拭と宿泊観光客の誘客を図るため、「南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券」の発行及び「南部地域会議等開催支援事業補助金」制度を創設した。

南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券の発行

南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券の発行については、10月13日、県、関係市町村及び関連団体により構成される「奈良県南部地域等宿泊観光推進協議会」を立ち上げ、11月15日～平成24年3月31日の期間で、旅行券を9,000枚発行し、うち8,905枚を販売した。平成24年度においては、20,000枚を発行し、年間4期に分けて販売するとともに、宿泊旅行券ガイド及びポスターによる周知に努めた。

南部地域会議等開催支援事業補助金の創設

県南部地域への各種会議の開催を誘致し、より多くの人に県南部地域へ実際に足を運んでもらう機会を創り出すことで、口コミによる「元気で安全な地域」としてのPRを行うことを目的とし、10月「南部地域会議等開催支援事業補助金」を創設した。宿泊を伴う20人以上の会議等の開催経費(会場使用料、設備使用料及び送迎に要するバス等借上げ経費)に対し1開催あたり50万円を上限として補助する制度で、平成23年度は、34件の補助を実施し、1,361人が宿泊した。平成24年度も1月末現在、50件、約5,000人の宿泊補助申請を受理した。

県と市町村が一体となった広報活動

都市部での観光プロモーションや各市町村による地域

復興イベントの開催など、県と市町村が一体となって、県南部地域への誘客活動を展開している。

プロモーション活動

【メディアによる情報発信】

奈良県観光見本市開催

- ・11月16日・17日に「奈良県観光見本市」を開催。「南部地域も元気です!」と題し、県、南部地域市町村職員がプレゼンテーションを行って復興をアピール。雑誌掲載などの成果を上げた。

新聞・雑誌掲載

- ・平成24年6月3日 産経新聞朝刊(北陸版)
- ・平成24年6月7日 産経新聞朝刊(泉州版)
- ・平成24年7月7日 日刊スポーツ朝刊
- ・平成24年7月7日 県広報広聴課月次広告
- ・関西四国中国じゃらん(平成23年12月、平成24年2月、3月、4月発売号)
- ・関東じゃらん(平成24年3月発売号)

インターネット

- ・大手旅行サイト(じゃらんnet、楽天トラベル)への広告掲載、ポイントキャンペーンを実施(平成23年12月27日～平成24年2月28日)。
- ・FacebookなどのSNSを通じた観光情報の発信
Facebookページ「つながる奈良奥大和」への誘導のため、トップページに広告を掲載。

大型ディスプレイ

- ・県が、県内(南都銀行本店・JR王寺駅・イオンモール大和郡山・奈良県立医科大学)及び県外(JR名古屋駅・阪神三宮駅)に設置している大型ディスプレイにより、平成24年7月～8月まで夏の涼しい南部に宿泊しようというキャッチコピーで、県南部地域の観光情報の発信を行った。
- ・県南部地域の元気な姿を見せるためのプロモーションビデオを制作し、東京駅構内デジタルサイネージ等で放映(平成24年3月1日～3月31日)を行った。

【イベントによる情報発信】

- ・南部地域復興PRを目的に、各種イベント(平成23年11月10日奈良公園、12月17日県庁前等)へ参加するとともに、11月28日～29日に品川駅前広場にて南部復興チャリティイベントを実施した。イベントでは南部地域特産品の物産展、映像・パネル展示、パンフレットの配布を実施し、県南部地域の復興と観光誘客のPRを行った。
- ・風評被害対策として11月12日～13日に天川村で、平成24年10月12日～14日に小辺路で、山を走るイベント「ト

レイルランニングアカデミー」を開催した。

- ・6月14日、インテックス大阪にて開催された「中小企業総合展」において、三重県、和歌山県と合同で紀伊半島大水害からの復旧・復興のPR活動を行った。



写真 53 中小企業総合展

- ・市町村においては、川上村が、平成24年4月7日・8日に、「元気です川上村物産展」(川上村内)を実施した。



写真 54 「元気です川上村物産展」

また十津川村が平成24年4月10日「さだまさしコンサート」(埼玉スーパーアリーナ)等で物産展を実施した。



写真 55 「さだまさしコンサート」

- ・十津川村神納川地区が舞台の映画「祈」の上映と映画監督河瀬直美氏とゲストとのトークショーによる南部復興上映会イベント『南からの風』を東京(平成24年6月24日アーツ千代田)、名古屋(平成24年8月29日

ウインクあいち)、大阪(平成24年10月2日近鉄アート館)の3都市で開催した。

【パンフレットによる情報発信】

- ・近隣府県の学生をターゲットとして、合宿誘致用のガイドブック2万部とホームページ「なら合宿ガイド」を作成し、県南部地域への誘客を図った。
- ・冬のオフシーズン対策及び紀伊半島大水害復興支援として、県南部地域の魅力を紹介したパンフレットを24万部作成した。
- ・県南部地域の観光情報を掲載したご当地パンフレット2誌(吉野町、天川村)を各5万部作成し、各掲載施設や道の駅、観光案内施設に配布した。



写真 56 プレミアム宿泊旅行券ポスター



写真 57 巡る奈良「奈良県南部地域特集号」パンフレット

【復旧応援ツアーの実施】

- ・復旧スタッフを募集し、十津川村で地域の住民とふれあいが、熊野参詣道小辺路等の復旧作業を実施した。

被災温泉施設復旧支援事業補助金の創設
 十津川村の温泉施設の復旧・復興を図り、県南部地域の観光産業の復興を目的として創設し、十津川村所有の温泉施設及び設備等の復旧整備に対して支援を行った。

これらの取組により、平成23年12月より宿泊客が戻りつつあり、奈良県宿泊統計調査の24年7-9月期でも順調な回復を示す数値となった。

また、県が実施した県南部地域33宿泊施設のアンケート結果でも、宿泊旅行券の利用者は、新規顧客が多いこと、飲食やお土産などの購入意欲が高いと報告されている。

さらに、宿泊旅行券利用者出身別では、県内北部、大阪府で6割を占めていることから、今後これらの地域を中心とした観光プロモーション等により、県南部地域への誘客促進を図っていく。

6. 学校教育の復興に向けた取組と支援

(1) 教員の配置

十津川村へは、休校による児童の学習の遅れへの支援や心理的ケアにあたるため、平谷小学校及び十津川第一小学校に講師を1人ずつ臨時に配置した。(平谷小:10月11

日~14日、十津川第一小:10月17日~24日)

また、天川村へは、交通遮断で通学不能となった天川小学校の児童に対し旧天川西小学校校舎で授業を行うため、講師1人を配置した。(10月17日~平成24年3月31日)

平成24年度も1市3村の児童・生徒の支援を行うため、被災地域の各学校に講師を1人ずつ配置した。(天川小、野迫川小、平谷小、西川第一小、西川第二小、十津川第一小、西吉野小・大塔小、天川中、野迫川中、十津川中、十津川高:平成24年4月~平成25年3月)

(2) 入学金の免除等

被災生徒への支援対策

【条例改正】

災害により被災した者等に係る入学金及び入学検査料を免除するため、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」を12月14日付けで改正した。同条例に知事は、必要があると認めるときは、入学金及び入学検査料を減免することができる規定を追加した。

【取扱要綱】

条例の改正を受け入学金及び入学検査料を免除するため、「紀伊半島大水害に伴う奈良県立高等学校における入学検査料等の免除又は還付に関する取扱要綱」を平成24年1月12日に施行した。

【免除の結果】

入学検査料の免除者数 6人
 (大塔中1人、天川中2人、折立中1人、和歌山県本宮中2人/合計6人)
 入学金の免除者数 6人
 (入学検査料免除者に同じ)

(3) 県立高校への支援

授業の遅れの回復・授業時間数の確保

十津川高等学校生徒の学習機会を保障するため、9月15日に県立大和中央高等学校と「教育連携に関する合意覚書」を交わし、通信制による教育を県費負担で実施した。全ての生徒に週一回全教科の課題を送付し、返送させる。また、全教員が手分けして訪問指導の機会をもつとともに、県立教育研究所に設けられた分室に、生徒が直接訪問し、教員から直接指導を受けることもできるようにした。通学費に関しては、近畿日本鉄道(株)に、学生割引の回数券を購入できるよう配慮いただいた。

10月11日に十津川高等学校での授業を再開した。高等学校では、休業期間の補充授業として、特別時間割を編成し実施した。再開後、生徒の通学のため、学校同窓会の所有バス等を用いて、路線バスが再開していなかった村内小原方面及び本宮町、熊野川町方面に対し送迎を行った。

進路指導に係る対応(就職指導)

十津川高等学校生徒の就職について、交通事情等により選考指定日に訪問できない生徒が予想されたため、各事業所長宛に県教育委員会から配慮を願う依頼を行った。移動ができない生徒については、選考試験日の変更や試験会場の変更などの配慮をいただいた。

また、域内郵便局が業務できない状態であったため、十津川高等学校生徒の就職の応募書類(13事業所分)を自衛隊のヘリコプターで五條市まで搬送していただき、十津川高等学校の教職員が、各事業所に届けた。

7. その他の取組

(1) ふるさと復興協力隊

国においては、全国の人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住定着を図り、地域力の維持・強化に資する取組として「地域おこし協力隊・集落支援員」等の仕組みを制度化され、全国で1,018人(総務省ホームページより)が活動している。

奈良県においても、地域力の維持・強化を図るための人材の確保が求められており、紀伊半島大水害からの復興に取り組む人材等、担い手の確保が引き続き重要な課題になっている。

そこで、県では紀伊半島大水害からの復興活動等、地域協力活動に従事する人材を「ふるさと復興協力隊」として直接採用し、県南部地域の市町村等に配置することとした。

ふるさと復興協力隊員の主な活動内容としては、仮設住宅入居者などへの生活支援や被災後の風評被害に対応した観光情報の発信、観光イベント支援等を実施している。また、地域行事・イベントのサポートや集落事業支援の実施、地域の農産物を栽培する農業支援、6次産業化支援、鳥獣害対策支援などを実施している。

県南部の被災市町村を中心に10市町村合計20人を配置する予定である(五條市、宇陀市、高取町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村)。

奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画の集中復旧・復興期間(平成23年度～平成26年度)内において、県南部地域の迅速な立ち直り・回復を目指し、早期復興を進めることとしている。

(2) 奈良県復興ポータルサイト

紀伊半島大水害の発生から1年を前にした平成24年8月28日、大水害に関するさまざまな情報を集約した復興ポータルサイトを開設した。当サイトでは大水害に対する県の取組や、被災地域の復興状況などに関する情報を発信している。



写真 58 奈良県復興ポータルサイトのトップページ

(3) 紀伊半島大水害復旧・復興シンポジウム

紀伊半島大水害の発生から1年経過した平成24年9月6日、これまでの被災地域や県の取組を振り返るとともに、「災害に強く、希望の持てる」地域を目指し、今後の復旧・復興について考えるためのシンポジウムをかしはら万葉ホールにおいて開催し、約700人の方が参加された。

また、同日同会場にて、災害直後からこれまでの県や被災地域等の活動や、復旧状況などを取りまとめたパネル展を開催した。



写真 59 紀伊半島大水害復旧・復興シンポジウムの様子



写真 60 紀伊半島大水害復旧・復興パネル展示の様子

第4節 国・三県合同対策会議

紀伊半島大水害による広域で甚大な被害に対応するため、国と三県(和歌山県・三重県・奈良県)が緊密な連携を確保しつつ、復旧・復興対策を協議し、迅速かつ効果的な取組を推進することにより、災害に強い紀伊半島づくりを目指すため、荒井知事の呼びかけにより、国土交通省、農林水産省など8つの省庁と紀伊半島の三県が合同で「紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議」を立ち上げた。

平成23年10月31日に開催した第1回国・三県合同対策会議では、三県から国に対し、今回の災害を「紀伊半島大水害」として名称を統一することや、深層崩壊のメカニズム解明と対策研究など、17項目(図19)について共同提案を行った。



写真 61 第1回国・三県合同対策会議の様子

平成24年1月17日に開催した第2回国・三県合同対策会議では、第1回の会議で三県から行った紀伊半島アンカールートの早期確保などの共同提案に対する各省庁の取組状況などについて、意見交換を行った。

また、農林水産省の森本政務官から、国の制度が古くなり現状に合わなくなっているのではとの発言を受け、平成24年4月24日に開催した第23回紀伊半島知事会議において、災害復旧・復興に係る法令等のうち改善が望ましいと思われる事項について三県で協議し、「災害復旧・復興に係る国の法令等の改善について」として取りまとめ、国に提案した。

平成24年6月5日に開催した第3回国・三県合同対策会議では、これまでの取組や成果のほか、三県から国に提案した法令等の改善に関する各省庁の検討状況などが報告された。



写真 62 第3回国・三県合同対策会議の様子

災害からの復旧・復興のために、国と三県とがチームスピリットをもって取り組むことにより、土砂ダムの緊急工事や災害に強い道路の新規事業化など、様々な成果を上げることができた。

このように、複数の県と国の関係省庁がチームを作り、個別の災害からの復旧・復興に取り組む手法は、今後の災害対応の新たなモデルとなるものである。

紀伊半島大水害の復旧・復興に関する
国・三県合同対策会議 構成員

- ・ 国土交通副大臣
- ・ 農林水産大臣政務官
- ・ 内閣府政策統括官(防災担当)
- ・ 総務省大臣官房総括審議官
- ・ 文部科学省大臣官房長
- ・ 厚生労働省大臣官房審議官(災害対策担当)
- ・ 経済産業省地域経済産業グループ
地域経済産業審議官
- ・ 環境省大臣官房審議官
(自然環境局担当、官房担当)
- ・ 三重県知事
- ・ 奈良県知事
- ・ 和歌山県知事

図 18 国・三県合同対策会議構成員(平成23年10月31日現在)

第1回国・三県復旧・復興合同対策会議における三県共同提案事項

1. 安全・安心への備え
(1) 災害名称の統一及び記録の整備、次世代への継承
(2) 深層崩壊のメカニズム解明と対策研究
(3) 大規模土砂災害の「監視」・「警戒」・「避難」システムの確立
2. 災害に強いインフラづくり
(1) 大規模災害に備えた紀伊半島アンカールートの早期確保
(2) 熊野川の総合的な治水対策の実施と直轄管理区間の拡大
(3) 災害に強い紀伊半島の森林づくり
3. 被災地域の産業・雇用の創造
(1) 被災地域の産業・雇用の創造（生業・産業支援）
(2) 農業に係る災害復旧に対する支援
(3) 林業に係る災害復旧に対する支援
(4) 水産業に係る災害復旧に対する支援
(5) 観光地・文化財被害の早期復旧・復興と風評被害の防止策支援
4. 市町村等に対するその他の支援
(1) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援
(2) 災害救助法及び関連貸付制度の弾力的運用
(3) 水道施設等の復旧に対する支援
(4) 自然公園等に対する支援
(5) 「復興基金」の創設と原資造成に対する財政措置
(6) 復旧・復興に係る市町村・県への財政措置

図19 第1回国・三県合同対策会議における三県共同提案事項一覧

「災害復旧・復興に係る国の法令等の改善について」項目一覧

1 被災者生活再建支援制度の適用対象の拡大について
2 『今後必ず発生する』東海・東南海・南海地震防災対策の強化・推進
3 公立学校施設の災害復旧事業に対する復旧費算出の原則の見直しについて
4 水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実について
5 医療施設等災害復旧費補助金の対象拡大について
6 災害救助基準の期間延長について
7 災害救助法に基づく救助に要する費用等について
8 住宅の応急修理に係る対象の拡大について
9 応急仮設住宅の入居資格の拡大について
10 応急仮設住宅の設置費用に係る上限額の引き上げについて
11 応急仮設住宅の集居施設の設置に係る要件の緩和について
12 農林水産業施設災害復旧事業への野生鳥獣侵入防止柵の追加について
13 激甚災害を受けた水産施設に対する災害復旧事業の対象事業の拡大について
14 拠点病院への通院等の移手段としての県による自家用有償運送の実施について(範囲の拡大)
15 河道の埋そく土除去に係る工事対象の拡大について
16 災害公営住宅の建設要件の緩和について
17 艇庫法(仮称)の創設について
18 防災のための集団移転促進事業の特例措置について
19 自然公園施設の災害復旧制度の創設について
20 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の交付対象の拡大と補助率の嵩上げについて

図20 『災害復旧・復興に係る国の法令等の改善について』項目一覧

第5節 国への要望活動

1. 国への要望

平成23年台風12号に係る災害復旧に関する緊急要望(9月26日)

台風第12号による災害の発生に伴い、政府に対して、県の実情を説明し、新たな制度の創設や改善等についての提案、災害復旧費の優先的な予算配分などに関して、十分な理解と積極的な支援を求め、要望活動を実施した。

【要望先】

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

【要望内容】

1. 「国・三県 復旧・復興対策合同会議(仮称)」等への参画
[内閣府、総務省、林野庁、国土交通省、観光庁]
2. 「災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくり」に向けた社会資本の形成
[内閣府、財務省、国土交通省、厚生労働省]
3. 「災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくり」～山村に住まえるまちづくりと、地域産業の復興～
[内閣府、財務省、農林水産省]
4. 「(仮称)災害復旧総合調査費補助制度」の創設
[内閣府、財務省]
5. 各種災害経費にかかる財政支援 [総務省]
6. 災害に強い情報通信基盤づくりへの支援 [総務省]
7. 交付金の拡充及び執行要件の緩和 [厚生労働省]
8. 医療施設の再開に対する支援 [厚生労働省]
9. 台風12号被災地における雇用対策 [厚生労働省]
10. 台風12号による奈良県南部地域の観光被害及び県内観光地への風評被害などに対する支援
[国土交通省、観光庁]
11. 水道施設等の復旧に対する支援 [厚生労働省]
12. 災害救助法及び関連貸付制度の弾力的運用
[厚生労働省]
13. 社会福祉施設の復旧及び被災高齢者に対する支援
[厚生労働省]
14. 災害廃棄物の早期処理に向けた支援 [環境省]
15. 被災した中小企業者等の事業再建及び経営安定対策
[経済産業省]
16. 災害時の情報収集能力の強化 [警察庁]



写真63 平成23年9月26日 前田国土交通大臣へ要望



写真64 平成23年9月26日 平野内閣府特命担当大臣(防災)へ要望

「紀伊半島大水害に係る災害復旧・復興に関する要望」(11月15日)

災害復旧・復興のために必要な国の予算の確保及び制度の創設・拡充について、知事、市長会・町村会代表及び被災地域の市町村長より県選出国會議員への説明と、関係省庁への要望活動を実施した。

【要望先】

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

【要望内容】

被災地域の迅速な立ち直り・回復
道路等の応急復旧、土砂ダム対策
・被災地域の迅速な応急復旧への支援 [国土交通省、財務省]
・「災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくり」～農林業災害の早期復旧～ [総務省、財務省、内閣府、農林水産省]
・災害廃棄物の早期処理に向けた支援 [環境省]
・水道施設等の復旧に対する支援 [厚生労働省]
・自然公園等に対する支援 [環境省]
・史跡大峯奥駈道及び熊野参詣道小辺路にかかる災害復旧への支援 [財務省、文部科学省、文化庁]
・公立学校施設の復旧支援 [文部科学省]
避難者・被災者支援
・応急仮設住宅の建設にかかる支援 [厚生労働省]
・被災者生活再建支援法の適用対象の拡大 [内閣府]

<p>生業・産業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくり」～農林業者等への支援～ [農林水産省] ・被災地域の産業・雇用の創造[経済産業省、厚生労働省]
<p>地域の再生・再興</p> <p>災害に強いインフラづくり (道路、河川、砂防、林道、治山、情報、防災等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害集中地域における国による集中的な整備・管理 [国土交通省、財務省] ・災害に強い紀伊半島アンカーロードの早期確保 [国土交通省、財務省] ・国による、堆積土砂・土砂崩壊対策の実施と熊野川の直轄管理区間の拡大 [国土交通省、財務省] ・「災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくり」～災害に強い紀伊半島の森林づくり～ [農林水産省] ・災害に強い情報通信基盤づくりへの支援 [総務省] ・県域放送の防災情報発信機能の強化 [総務省] ・紀伊半島大水害からの復興に向けた地域自立・分散型エネルギーシステムの構築 [経済産業省、環境省] <p>新しい集落づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で住みやすい新しい集落づくり [国土交通省] <p>産業・雇用の創造(林業、観光等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀伊半島大水害による奈良県内観光地・文化財被害の早期復旧・復興と風評被害の防止策支援 [国土交通省、観光庁、文部科学省、文化庁] ・「災害に強く、希望の持てる紀伊半島づくり」～農林業等の地域産業の復興～ [農林水産省] <p>くらしづくり(教育、医療、福祉等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活サポート拠点の整備及び運営に対する要望 [厚生労働省]
<p>安全・安心への備え</p> <p>監視・警戒・避難のシステムづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模土砂災害の「監視」・「警戒」・「避難」システムの確立 [国土交通省、内閣府、財務省] ・深層崩壊のメカニズム解明と対策研究 [国土交通省、財務省]
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊駐屯地の奈良県内への配置 [内閣官房、防衛省] ・紀伊半島大水害からの復旧・復興にかかる財政措置の充実(特別交付税の重点配分) [総務省] ・紀伊半島大水害からの復旧・復興にかかる財政措置の充実(国庫補助制度等の拡充) [総務省、内閣府、財務省] ・「復興基金」の創設と原資造成に対する財政措置 [総務省]

2. 国土交通大臣への被害状況説明及び要望

政府調査団への被害状況説明
(平成23年9月6日から9月7日)

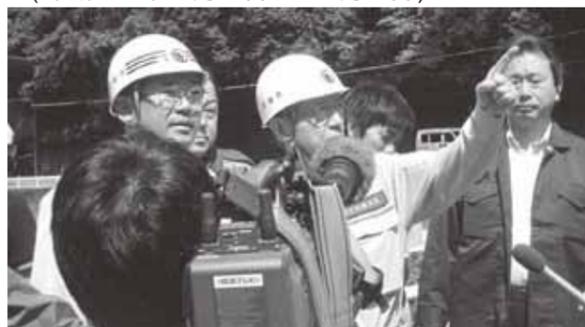


写真 65 平成 23 年 9 月 6 日現地視察状況

政府調査団出席者

省庁名	役職名等
国土交通省	国土交通大臣
国土交通省	大臣秘書官
内閣府	大臣官房審議官(防災担当)
総務省	近畿総合通信局情報通信部長
消防庁	特殊災害室課長補佐
厚生労働省	社会・援護局総務課課長補佐
農林水産省	農村振興局防災課災害対策室長
林野庁	治山課長
経済産業省	中部近畿産業保安監督部近畿支部支部長
中小企業庁	経営安定対策室長
国土交通省	水管理・国土保全局長
国土交通省	水管理・国土保全局防災課水防企画官
国土交通省	水管理・国土保全局防災課係長
国土交通省	道路局長
国土交通省	水管理・国土保全局砂防部保全課長
気象庁	予報部業務課長
気象庁	大阪管区気象台長
気象庁	奈良地方気象台長
国土地理院	応用地理部防災地理課長
環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 課長補佐
防衛省	運用企画局事態対処課国民保護・災害対策室
近畿地方整備局	局長
近畿地方整備局	道路部長
近畿地方整備局	河川部地域河川調査官

表 11

奈良県出席者

役職	
知事	副知事(2人)
理事兼危機管理監	知事公室長
南部振興監	土木部長
土木部次長	まちづくり推進局次長
防災統括室長	

表 12

県庁での知事との面会内容

【知事】

- ・3県共同による復旧・復興の対策会議の設置について、和歌山県知事、三重県知事ともに合意を得た。国の支援を得ながら3県でできることをやっていく。
- ・孤立集落との通信、連絡の回復に全力をあげる。

【国土交通大臣】

- ・最優先は、被災地との通信、連絡体制。
- ・国道168号、169号は各所で分断されている。「道路の連絡」として早急につなげるよう緊急に措置をさせて、できる限りの対応をさせる。
- ・3県共同、連携による対策会議では、安心できる紀伊半島を目指していただきたい。国もその支援を行っていく。

前田国土交通大臣への被害状況説明(10月17日)

国土交通省出席者

省庁名	役職名等
国土交通省	国土交通大臣
国土交通省	大臣秘書官
国土交通省	水管理・国土保全局長
国土交通省	道路局審議官
国土交通省	水管理・国土保全局砂防部保全課保全調整官
国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室長
国土交通省	都市局都市安全課 都市防災対策推進室長
近畿地方整備局	局長
近畿地方整備局	河川情報管理官
近畿地方整備局	道路情報管理官
近畿地方整備局	地域道路調整官
近畿地方整備局	広報広聴対策官
近畿運輸局	局長

表 13

奈良県出席者

役職名等	
知事	副知事
知事公室長	南部振興監
土木部長	まちづくり推進局次長

表 14

県庁での知事との会談内容

【知事】

- ・深層崩壊メカニズムの研究も県で調査に取り組みたい。国も一緒に入っていてほしい。災害が起こっても人命の被害を避けられるようにしたい。
- ・10月末に国・三県会議を開催、11月15日に政府要望を行う。国土交通大臣にも要望させていただく。
- ・バイパスなどの新しい道は強かった。国道168号、五條市大塔町宇井地区から十津川村宇宮原地区の間では、長殿地区で道路ができれば安心な道路となる。

- ・新しい集落づくりに関して、谷瀬集落は安全と考えられ、適地と思われる。
- ・河川の堆積土砂撤去はどう処分するかあてがえない状況。土砂の処理も平行して考えながら河道掘削を行い、元に戻したい。
- ・土砂災害の監視・警戒・避難システムができれば、警戒避難の一時解除ができないかと考えている。県が国と市町村の間に入り、安心できるようなシステムを作りたい。国と一緒に研究させてほしい。
- ・十津川道路も道路が完成していたおかげで、迂回路として暫定供用することができた。強い道路が災害時に役立つことが、今回現地でも証明された。
- ・人命の被害は明治22年の十津川大水害より少なかったが、土砂ダム等の被害が多にあった。今後もご支援をお願いしたい。

【国土交通大臣】

- ・長殿道路については認識。
- ・土砂災害のシステムはソフトインフラの一つ。紀伊半島のために一緒に頑張る。
- ・那智川は厳しい環境には見えなかったが、ひどい被災があり、十津川筋では土砂ダムが多く発生した状況であった。紀伊半島は地形の変化が激しい地域だと思う。

【道路局審議官】

- ・紀伊半島の幹線をつなぐことで骨格としたい。東日本大震災と同じ強い道路、背骨を作っていく。長殿道路という具体的な話をいただいたが、よく相談したい。

【水管理・国土保全局長】

- ・土砂ダムは県と一緒にやっていく。スピード感が大事。工事の進捗を共有し、地域が安心できるようにしていく。
- ・紀伊半島で、全国で初めて大規模土砂崩壊の監視警戒システムを立ち上げることとなった。日本の砂防の技術が一番進んでおり、今後を進めていきたい。